
第4次六戸町障がい者計画
第7期六戸町障がい福祉計画
第3期六戸町障がい児福祉計画

令和6年3月



ノーマライゼーション・リハビリテーション

誰も取り残さない地域共生社会をめざして

住み慣れた地域で、障がいの有無にかかわらず誰もが安心して、いきいきと自立した生活を送ることは、町民全体の願いでございます。

本町では、平成29年3月、障害者基本法に基づく「第3次六戸町障害者計画」を策定し、障がいの有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し、支えあう共生社会の実現をめざして障害者施策に取り組んでまいりました。

そうした中、令和3年に開催された東京オリンピック・パラリンピックの開催、障害者差別解消法の改正、医療的ケア児支援法の制定など、障がい者等をとりまく環境及び施策は大きく変化してきています。

この度、計画が期間の満了を迎えることから、障害者施策全般の内容について見直しを行い、新たに「第4次六戸町障がい者計画及び第7期六戸町障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を一体的に策定いたしました。

この計画のもと、六戸町のすべての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がいのある方々への施策の充実に努めてまいりますので、町民の皆様には、この計画の趣旨と重要性をご理解いただき、一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心な議論を重ね貴重なご意見をいただきました六戸町障害福祉計画等策定委員会委員の皆様、アンケート調査にご協力いただきました皆様、関係者の皆様から感謝申し上げます。

令和6年3月

六戸町長 佐藤陽大

目次

第1章 障がい者計画について.....	1
1 策定の趣旨	1
2 法令・制度改正の動向	2
3 計画の位置付け	4
4 SDGs との関係	8
第2章 障がいのある人を取り巻く状況.....	11
1 町の人口・世帯.....	11
2 高齢者の状況	12
3 障がいのある人の状況	13
4 ボランティアの状況	15
5 アンケート調査の概要.....	16
6 現行計画の評価.....	21
7 障害者施策の課題	24
第3章 障がい者福祉の基本的な考え方	29
1 障害者施策の基本理念	29
2 施策の横断的視点	30
3 基本目標	31
4 施策の体系	32
第4章 障害者施策の方向.....	34
基本目標1 健康で生き生きとした暮らし【保健・医療】	34
基本目標2 自立した生活を支援するサービス【生活支援】	39
基本目標3 一人ひとりにふさわしい教育環境【教育・育成】	42
基本目標4 生きがいを持った暮らし【雇用・就労】	45
基本目標5 安心して暮らすことのできるまち【生活環境】	49
基本目標6 ふれあいと理解とコミュニケーション【啓発・広報】	55
基本目標7 差別の解消及び権利擁護【人権】	60
基本目標8 情報のバリアフリー化【情報】	64
基本目標9 心豊かに充実した暮らし【スポーツ・芸術・協働】	66
障害者施策の基本理念	71
第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の目標及び見込量	72
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	72
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	72
3 地域生活支援の充実	73
4 福祉施設から一般就労への移行等	73
5 相談支援体制の充実・強化等	74
6 障がい児支援の提供体制の整備	75
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	75
8 障害福祉サービス等の確保の方策及び見込量	76

9 自立支援医療及び補装具.....	84
10 地域生活支援事業.....	85
資料編.....	93
六戸町成年後見制度利用促進基本計画.....	93
六戸町障害福祉計画等策定委員会設置要綱.....	96
六戸町障害福祉計画等策定委員会委員名簿.....	97



総論

第1章 障がい者計画について

1 策定の趣旨

本町においては、平成29年3月に、障害者基本法に基づく「第3次六戸町障害者計画」を策定し、障がいの有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現をめざして障害者施策に取り組んできました。

国においては、平成26年に批准した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」との整合性確保に留意しつつ、平成28年に改正された「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」のほか、令和3年に成立した医療的ケア児支援法（「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」）に基づき、障がい者が自ら望む地域生活への支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応に向けた取組等が行われてきました。

また、令和3年には、障害者差別解消法（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）が改正され、事業者に対する合理的配慮の提供の義務付けや、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化等が規定されました。

このほか、障がい者の社会参加の促進や共生社会の実現に向け、平成30年に障害者文化芸術推進法（「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」）、令和元年に読書バリアフリー法（「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」）、令和4年に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」）が施行されるなど、様々な法整備が進められてきました。

令和3年に開催された、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催、障害者差別解消法の改正、障害者差別解消法改正法の成立・公布等の大きな動きが見られており、障がい者等をとりまく環境及び施策は大きく変化してきています。

さらに、令和4年には、障害者総合支援法及び「児童福祉法」が改正され、令和6年度以降、障がい者等の地域生活の支援体制の充実や児童発達支援センターの役割・機能の強化などが行われる予定となっています。

こうした動向も踏まえつつ、障害者施策の大きな方向性や取り組むべき政策課題等について、長期的かつ広い視野に基づいて議論が行われ、その結果、令和4年12月、「障害者基本計画（第5次）の策定に向けた障害者政策委員会意見」が取りまとめられ、「障害者基本計画（第5次）」は、令和5年3月に閣議決定されました。

この基本計画は、障害者基本法の目的の達成はもちろんのこと、次に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されています。

- ・「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- ・「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- ・デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
- ・障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

というめざすべき社会の姿を常に念頭に置くとともに、その実現に向けた観点から不断に取組を進めていくことと定めています。

2 法令・制度改正の動向

年度等	内 容
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行 (平成28年(2016年)4月1日施行)	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいを理由とする差別的取扱いの禁止 ○合理的配慮の提供
成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行 (平成28年(2016年)5月13日施行)	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度利用促進委員会の設置
発達障害者支援法の改正 (平成28年(2016年)8月1日施行)	<ul style="list-style-type: none"> ○発達障害者支援地域協議会の設置 ○発達障害者支援センターなどによる支援に関する配慮
障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)及び児童福祉法の改正 (平成28年(2016年)6月3日公布 平成30年(2018年)4月1日施行)	<ul style="list-style-type: none"> ○自立生活援助の創設(円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行うサービス) ○就労定着支援の創設(就業にともなう生活課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援を行うサービス) ○高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用 ○障がい児のサービス提供体制の計画的な構築(障害児福祉計画の策定) ○医療的ケアを要する障がい児に対する支援 (平成28年(2016年)6月3日公布日施行)
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正 (令和2年(2020年)4月1日施行)	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者の雇用状況についての的確な把握のため、報告徴収の規定を新設 ○障がい者雇用率の算定対象となる障がい者の確認に関する書類保存の義務化 ○障がい者雇用率の算定対象となる障がい者であるかどうかの確認方法を明確化 ○厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、国及び地方公共団体に対して、確認の適正な実施に関し、勧告をすることができることとする適正実施勧告の規定を新設 ○国等が率先して障がい者を雇用する責務の明確化 ○「障害者活躍推進計画」の作成・公表の義務化 ○障害者雇用推進者・障害者職業生活相談員の選任の義務化 ○週20時間未満の障がい者を雇用する事業主に対する特例給付金の新設 ○中小事業主(300人以下)の認定制度の新設
地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正 (令和3年(2021年)4月1日施行)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 ○地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 ○医療・介護のデータ基盤の整備の推進 ○介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 ○社会福祉連携推進法人制度の創設

年度等	内 容
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の改正 （令和3年（2021年）6月4日公布 令和6年（2024年）4月1日施行）	○事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化（改正前は努力義務、過重な負担がない範囲で行う）
医療的ケア児支援法（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律） （令和3年（2021年）9月18日施行）	○「医療的ケア」の定義を、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくたん）吸引その他の医療行為とした ○医療的ケア児支援施策を実施する地方公共団体の責務を明記
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	○障がい者による情報の取得利用等に係る施策の推進
児童福祉法の改正 （令和4年（2022年）6月15日公布 令和6年（2024年）4月1日施行）	○全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置等 ○困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設 ○児童の意見聴取等の仕組みの整備
障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の改正 （令和4年（2022年）12月16日公布 令和6年（2024年）4月1日施行）	○共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退去後の相談等が含まれることが、法律上明確化 ○就労選択支援（就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス）の創設 施行期日（案）令和7年10月1日（政令で定める日） ○短時間労働者に対する実雇用率算定、障害者雇用調整金等の見直しと助成措置の強化 ○医療保護入院の見直し、入院者訪問支援事業の創設、精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進 ○難病患者等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化 ○障がい者、難病等についてのデータベースに関する規定の整備（第三者提供の仕組みの規定等）

本町においては、このような大きな変化に対応するとともに、これまでの施策の状況を踏まえ、本町の障がい者の実態やニーズに即した障害者施策を、更に総合的・計画的に推進していくため、「第4次障がい者計画」「第7期障がい福祉計画」「第3期障がい児福祉計画」として一体的に策定します。

～ 本計画における「障害」の「害」の字の表記について ～

「害」の字は、否定的で負のイメージが強く、別の言葉で表現すべきとの意見を踏まえ、青森県でも「害」の字を「がい」とひらがな表記する動きが広がっています。よって、六戸町の本計画においても、原則として「障がい」と表記しています。

ただし、法令や条例などで使われている用語や団体、施設、行事の名称などの固有名詞については、「障害」とそのまま漢字表記をしています。

3 計画の位置付け

(1) 計画の法的位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定される基本的な計画です。

また、障害者文化芸術推進法第8条に基づき策定する「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」及び読書バリアフリー法第8条に基づき策定する「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」としての位置付けも有する計画として策定します。

なお、本計画の策定に当たっては、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえることとします。

【策定の根拠及び計画内容】

	障がい者計画	障がい福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法 第11条3項	障害者総合支援法 第88条	児童福祉法 第33条の20
内容	障害者施策の基本的 方向性について 定める	障害福祉サービス等の見込 みと、その確保策を定める (計画期間は3年1期)	障がい児通所支援等の提 供体制と、その確保策を定 める(計画期間は3年1期)

(参考:障害者基本法第11条第3項)

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

(2) 計画の対象

本計画では、障害者総合支援法に基づき、対象とする障がい者の範囲を、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者(発達障がい者を含む。)並びに制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病の人など(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの)としています。

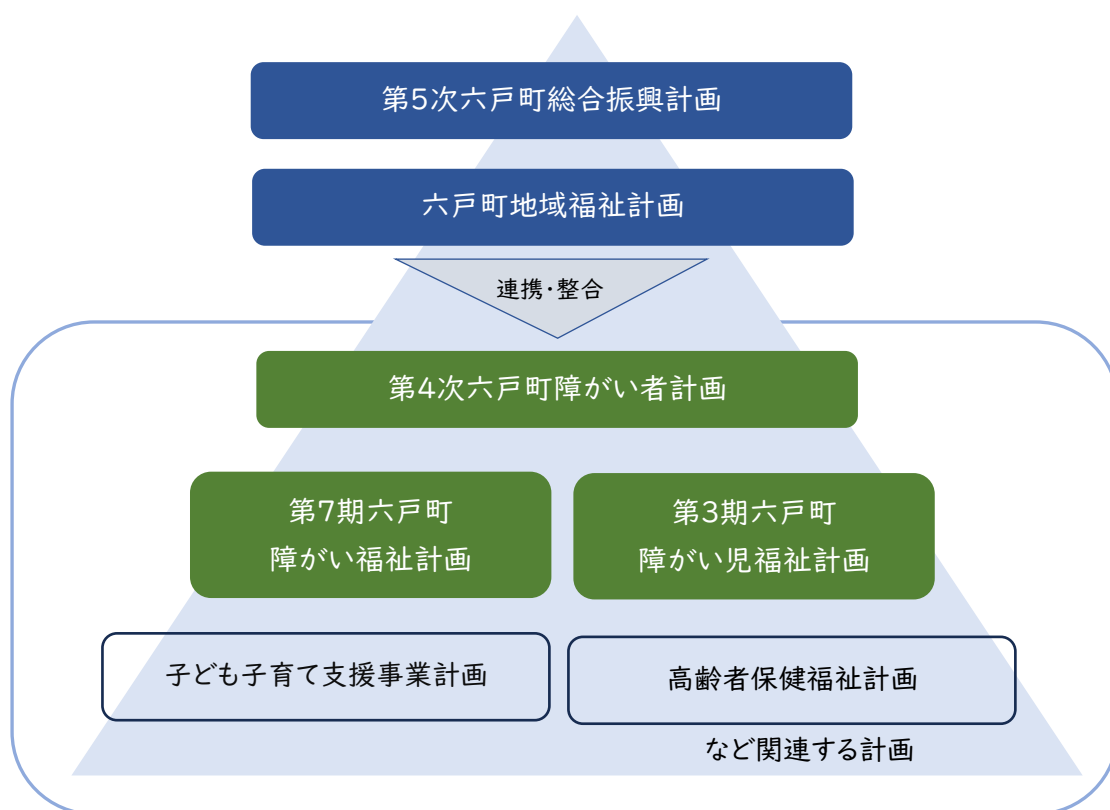
また、障がい児に関わる内容については、児童福祉法に基づき、身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童(発達障がい児を含む。)又は難病の児童を対象としています。

(3) 上位計画・関連計画との関係

本計画は、将来における本町のあるべき姿と進むべき方向について、基本的な指針を定めた最上位計画である「第5次六戸町総合振興計画」及び福祉分野の個別計画の上位計画である「六戸町地域福祉計画」に即した計画とします。また、障害者施策に関連する他の計画と整合を図った上で策定します。

なお、実施計画としては、別途数値目標等を設定した「六戸町障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を定めます。

【各計画の関係】



(4) 青森県の方針

青森県は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策を推進していくための指針として、第4次青森県障害者計画を県における障がい者を取り巻く状況等を踏まえ、総合的、体系的に基本的考え方や方策をとりまとめており、障害者基本法に定める都道府県障害者計画として位置付けています。

○その基本的考え方として、「住み慣れた地域で、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し、ともに暮らせる共生社会づくりをめざす」としています。

○この計画の「生活支援の充実」の事項に掲げられている障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の実施計画として、「青森県障害福祉サービス実施計画」を位置付けています。

○この計画は、県の基本計画である「青森県基本計画「選ばれる青森」への挑戦」の実現を障がい者の施策の視点から推進する計画として位置付けています。

- 計画は、「青森県地域福祉支援計画」、「青森県保健医療計画」、「のびのびあおもり子育てプラン」等と整合性を保ちながら、推進を図るとしています。
- 計画は、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条の規定に基づき、同法の規定の趣旨と整合性を保ちながら、推進を図るとしています。
- 計画は、読書バリアフリー法第8条の規定に基づき策定する「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条の規定に基づき策定する「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」、難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針に基づく「難聴児の早期発見・早期療育推進を総合的に推進するための計画」として位置付けています。

(5) 計画の期間

「第4次六戸町障がい者計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間、「第7期六戸町障がい福祉計画」及び「第3期六戸町障がい児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3年間の計画です。

ただし、国の障害者政策の見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第3次六戸町障害者計画			第4次六戸町障がい者計画					
第6期六戸町障害福祉計画 ※第2期六戸町障害児計画を含む			第7期六戸町障がい福祉計画		第3期六戸町障がい児福祉計画			

(6) 計画の策定手法

この計画は、障がいのある人へのアンケート調査を行い、障がい者関係団体、関係機関等で六戸町障害福祉計画等策定委員会を組織し、協議を重ねて策定しました。また、庁内において、関係各課による施策・事業の点検を行いました。

(7) 計画の推進・評価・改善

① 計画の周知及び情報提供

本計画については、町内公共施設やホームページ等で広く住民一般に周知し、障がい者及び家族や地域住民、障がい者支援に関わる人々の共通の理解を得ながら、計画を推進します。障がいのあるなしにかかわらず、共に暮らす地域の実現に向けて、障がい者及び障害者施策に関する正しい理解と関心をさらに高めます。

②関係機関の連携による推進

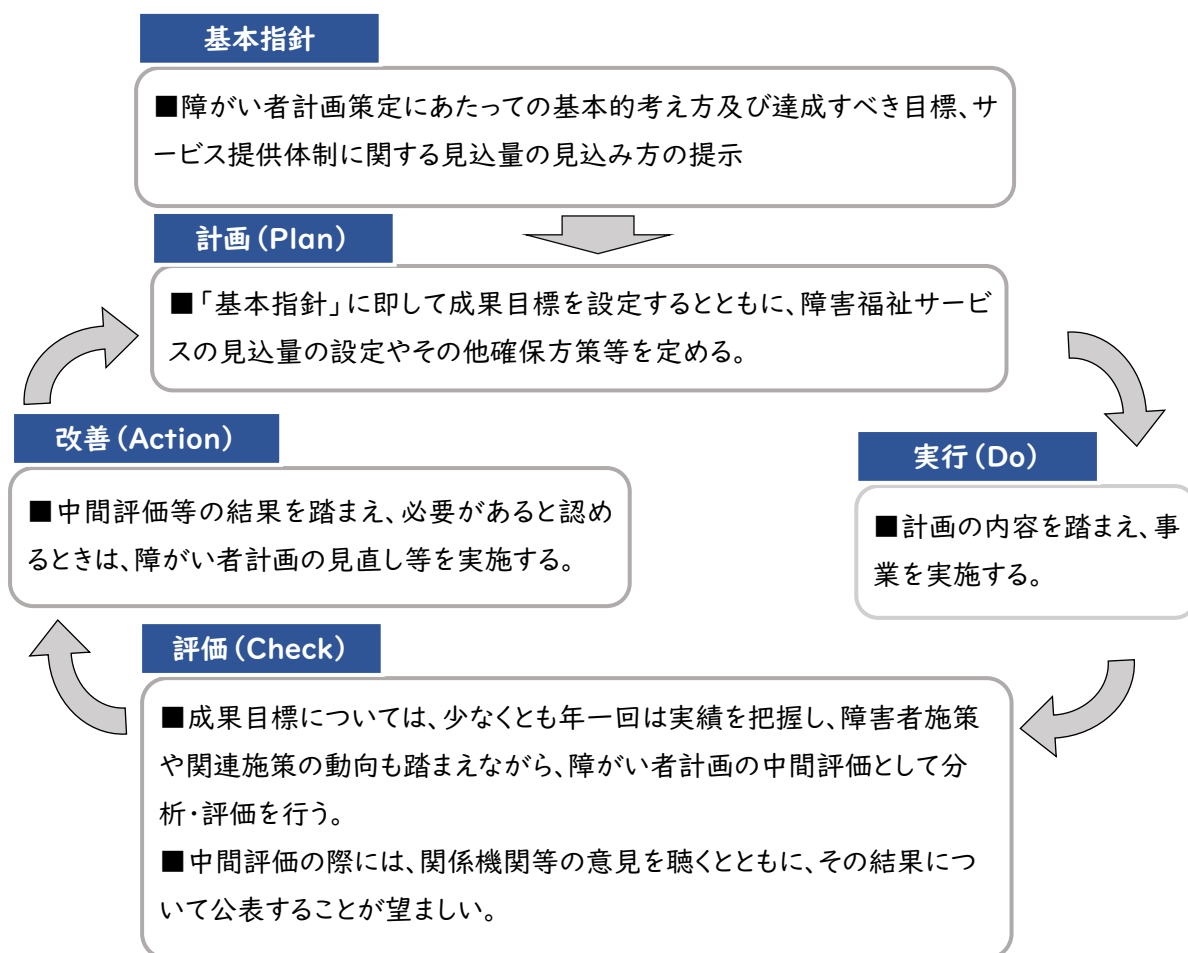
保健・医療・福祉・教育分野における連携

障がい者を支える協働のネットワークが構築されるよう、町民、障がい者団体及び関係団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、教育・療育機関、ボランティア団体、社会福祉サービス事業者と行政が計画の理念を共有し、それぞれが役割を担います。

③計画の点検・評価及び見直し

本計画の点検にあたっては、福祉課を中心にそれぞれの事業を担当する各課において事業の実施状況の確認や評価・検証を行います。その結果に基づき、計画を着実に推進します。点検・評価及び見直しにあたっては、最新の社会情勢や福祉施策に対応します。

【障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ】



資料：障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル

4 SDGs との関係

SDGs（エスディー・ジーズ）とは、持続可能な開発目標のことで、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、国としても積極的に取り組んでいます。

SDGsは、その基本理念として、貧困の撲滅をはじめ、世界中の「誰一人取り残されない」という、包摂的な世の中を作っていくことが重要であると示しています。これは、住民の福祉の増進を図ることを目的とする地方自治体にとって、目的を同じくするものです。こういったことから、町では、地域福祉計画の各分野において、SDGsの目標指標を意識して、自治体レベルでSDGsの理念と目標を支えることとしていきます。

本計画と関係の深いゴールをここに掲げます。

	<p>目標1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>		<p>目標10 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
	<p>目標2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>		<p>目標11 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
	<p>目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>		<p>目標12 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
	<p>目標4 すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>		<p>目標16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>		<p>目標17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
	<p>目標8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>		



町の現況・課題

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

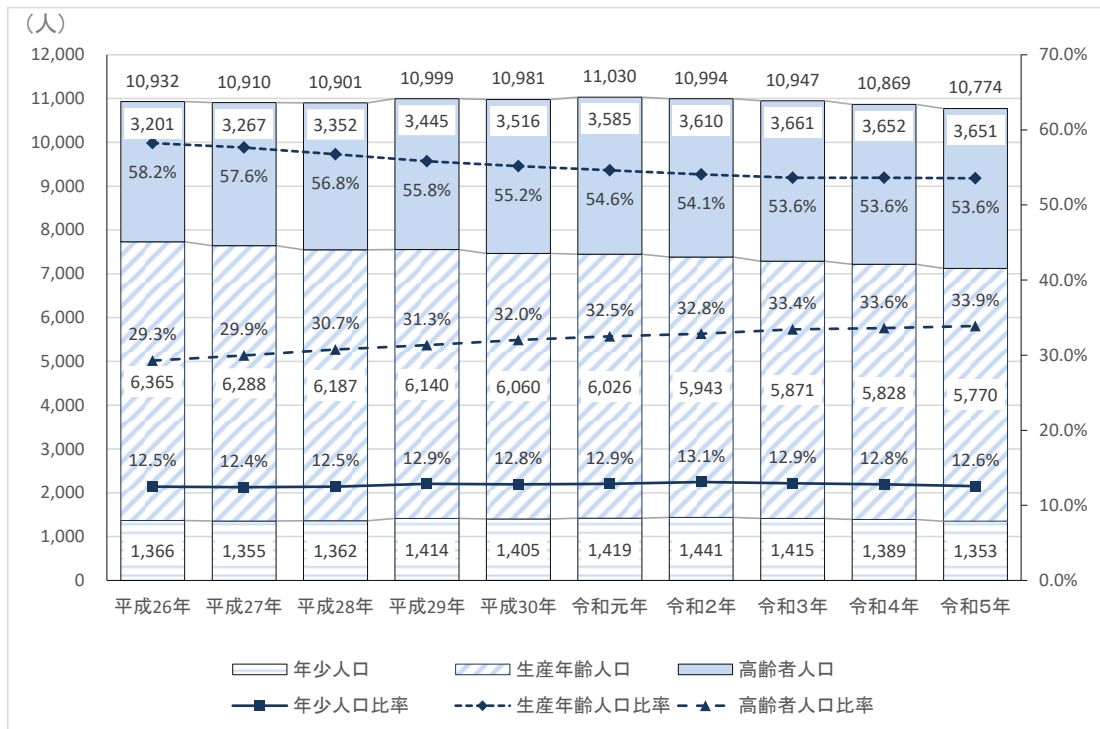
1 町の人口・世帯

(1) 人口の推移

本町の人口は、令和元年あたりをピークに微減の傾向にあります。年少人口はやや減少傾向にあり、高齢者人口は増加するという、いわば少子高齢化の傾向に入っています。一方、生産年齢人口は、減少しています。

令和5年の高齢化率は、33.9%で、およそ3人に1人が高齢者となっています。

【総人口と人口構成】

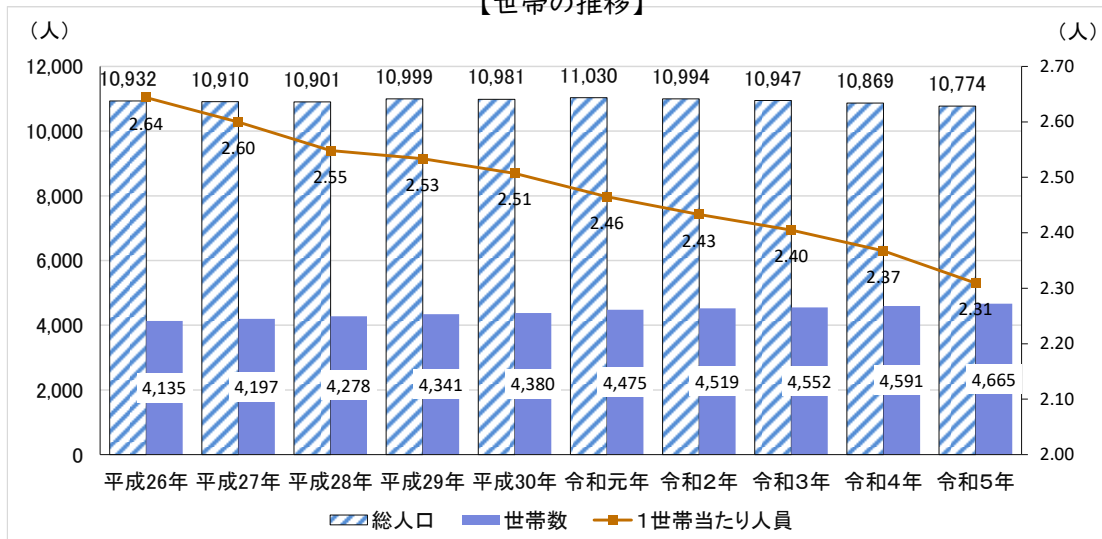


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 世帯の推移

本町の世帯数は、やや増加傾向にあり、一世帯当たり人員は一貫して減少しています。

【世帯の推移】



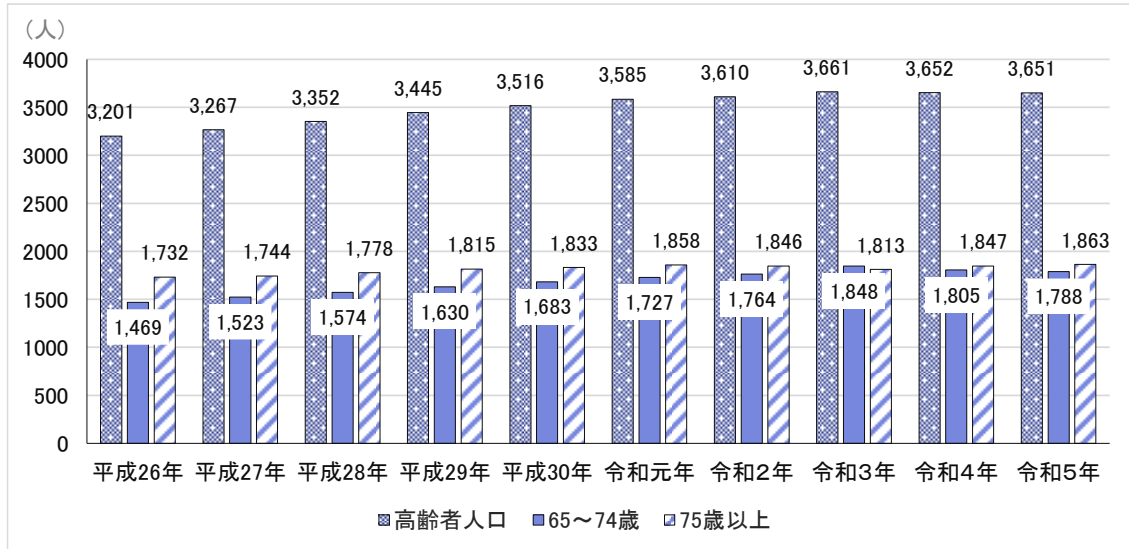
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

2 高齢者の状況

(1) 高齢者の推移

本町の高齢者人口は、ゆるやかな増加傾向にあります。その中でも、後期高齢者である75歳以上も増加傾向にあります。

【高齢者の推移】

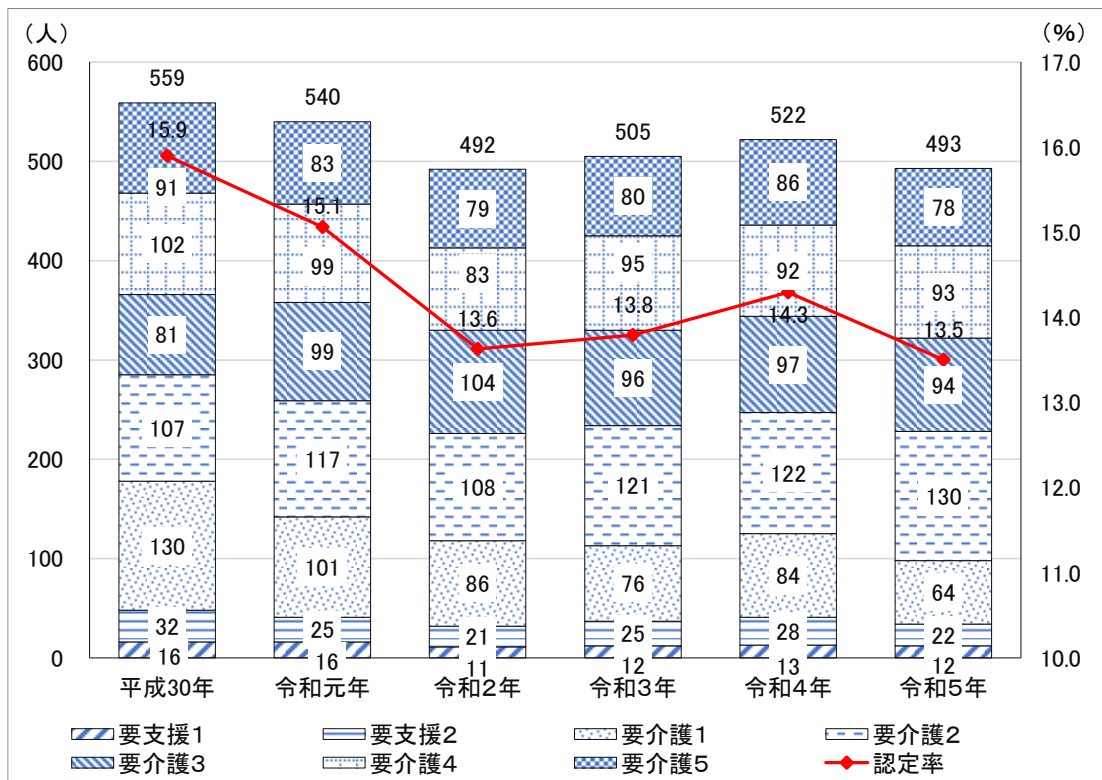


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 要介護認定状況

要支援・要介護の認定状況をみると、総数は減少傾向にあり、認定率も相対的に減少しています。

【要介護認定状況】

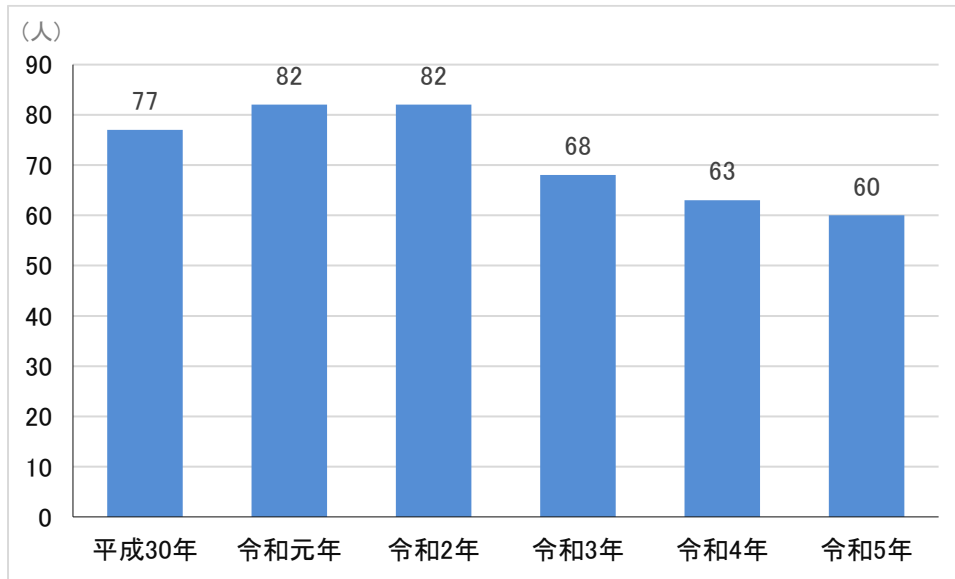


資料：介護事業状況報告（各年5月末日）

(3) 認知症高齢者の推移

認知症高齢者の推移では、認知症介護受給者数は減少しています。

【認知症高齢者の推移】

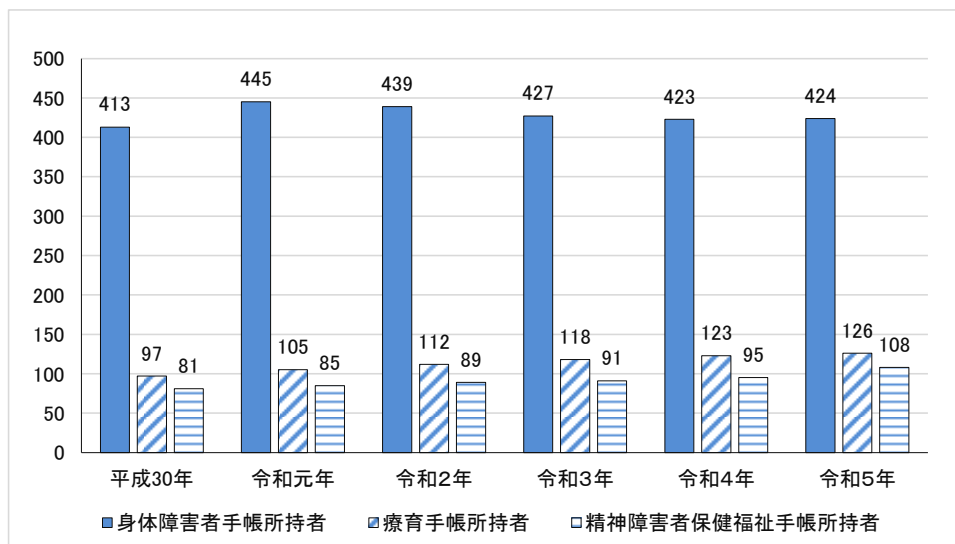


資料:福祉課(各年4月1日)

3 障がいのある人の状況

(1) 手帳所持者数の推移

障がいのある人の状況では、療育(愛護)手帳所持者、精神障害者手帳所持者がやや増加傾向にあります。



資料:福祉課(各年4月1日)

(2) 年齢別手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者は、65歳以上が増加しています。療育（愛護）手帳所持者は、全体的に増加しています。精神障害者保健福祉手帳所持者は、18歳以上で増加しています。

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳所持者(合計)		413	445	439	427	423	424
	18歳未満	11	10	11	12	12	14
	18～64歳	104	108	103	97	93	84
	65歳以上	298	327	325	318	318	326
療育（愛護）手帳所持者(合計)		97	105	112	118	123	126
	18歳未満	14	19	19	20	24	25
	18歳以上	83	86	93	98	99	101
精神障害者保健福祉手帳所持者(合計)		81	85	89	91	95	108
	18歳未満	1	4	2	2	2	2
	18～64歳	62	59	61	63	63	72
	65歳以上	18	22	26	26	30	34

資料：福祉課（各年4月1日）

(2) 身体障害者手帳所持者の等級別・種類別人数の推移

種類別では、内部障害が増加傾向にあります。

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合計		413	445	439	427	423	424
等級別	1級	162	165	162	151	154	151
	2級	66	74	70	66	63	66
	3級	68	70	67	66	65	67
	4級	80	88	92	94	90	89
	5級	16	20	20	21	23	23
	6級	21	28	28	29	28	28
種類別	視覚障がい	25	29	27	26	29	30
	聴覚・平衡機能障がい	25	29	29	29	28	30
	音声・言語・そしゃく機能障がい	6	6	6	6	6	6
	肢体不自由	250	262	260	244	235	227
	内部障がい	107	119	117	122	125	131

資料：福祉課（各年4月1日）

(3) 療育(愛護)手帳所持者の区分別・年齢別人数の推移

療育(愛護)手帳所持者の区分別・年齢別人数では、いずれも増加傾向にあります。

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合計		97	105	112	118	123	126
区分	A(重度)	29	29	35	34	35	38
	B(軽度)	68	76	77	84	88	88
年齢	18歳未満	14	19	19	20	24	25
	18歳以上	83	86	93	98	99	101

資料:福祉課(各年4月1日)

(4) 精神障害者手帳所持者の区分別・年齢別人数の推移

精神障害者手帳所持者の区分別・年齢別人数では、18歳以上が増加しています。

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合計		81	85	89	91	95	108
区分	1級(重度)	25	28	29	29	32	32
	2級(中度)	50	51	52	53	52	59
	3級(軽度)	6	6	8	9	11	17
年齢	18歳未満	1	4	2	2	2	2
	18歳以上	80	81	87	89	93	106

資料:福祉課(各年4月1日)

4 ボランティアの状況

ボランティアの登録状況では、やや減少していますが、令和5年には、増加しています。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
個人	339	373	215	216	216	271
登録人数の合計	339	373	215	216	216	271

※六戸町社協にてボランティアセンター設置。登録者数

5 アンケート調査の概要

(1) 障がい福祉に関するアンケート調査

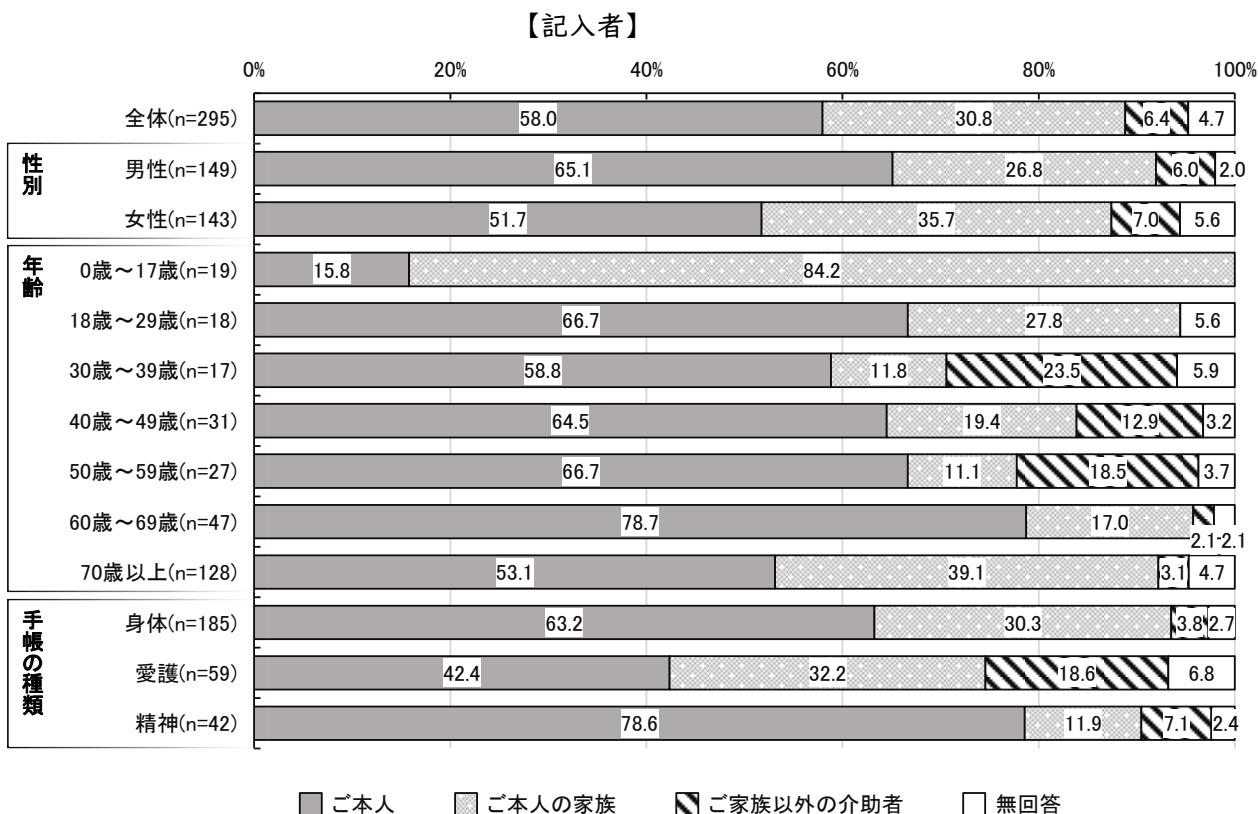
本調査は、令和5年8～9月、身体障害者手帳または療育（愛護）手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方や障害福祉サービスを利用されている方 606 人に郵送による調査票の配布・回収でアンケートを行い、295 人（回収率 48.7%）の方から回答をいただきました。

(2) 障がい者アンケート

① アンケートの回答者

調査票の記入者については、「ご本人」が58.0%と最も高く、次いで「ご本人の家族」（30.8%）、「ご家族以外の介助者」（6.4%）の順となっています。

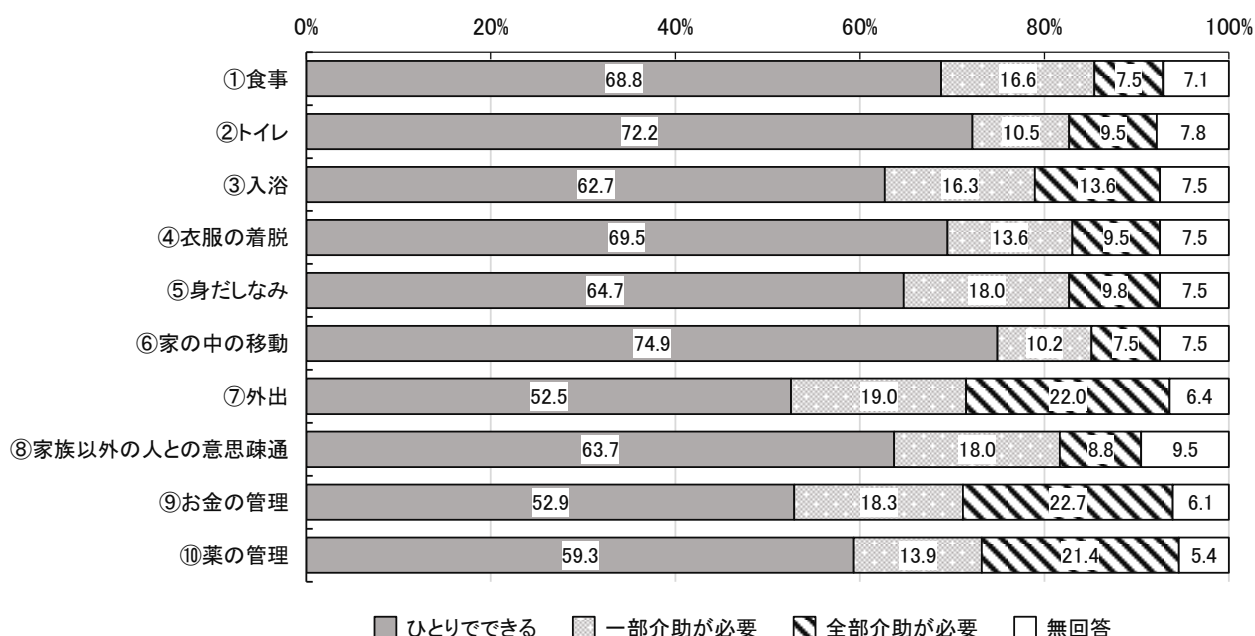
属性別にみると、性別では、男性では、「ご本人」が65.1%で女性よりも割合が高くなっています。年齢別では、「ご本人のご家族」では、0歳～17歳が84.2%で他の年代に比べて割合が高くなっています。障害者手帳所持者別では、「ご家族以外の介助者」では、療育（愛護）手帳所持者が18.6%で他の手帳所持者に比べて割合が高くなっています。



②日常生活で必要な支援

日常生活で介助が必要なことについて、「ひとりでできる」については、⑥家の中の移動が74.9%と最も高く、次いで②トイレ(72.2%)、①食事(68.8%)等の順となっています。一方「全部介助が必要」については、⑨お金の管理が22.7%と最も高く、次いで⑦外出(22.0%)、⑩薬の管理(21.4%)等の順となっています。

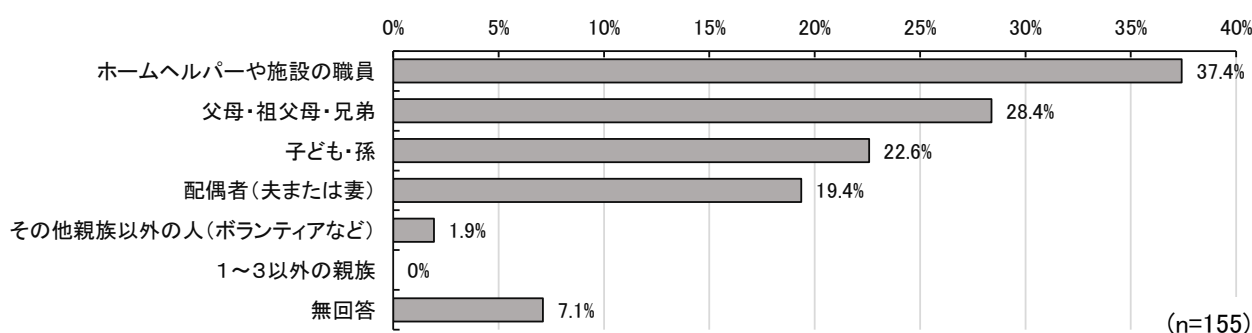
【必要な支援】



③介助してくれる方

主な介助者については、「ホームヘルパーや施設の職員」が37.4%と最も高く、次いで「父母・祖父母・兄弟」(28.4%)、「子ども・孫」(22.6%)等の順となっています。

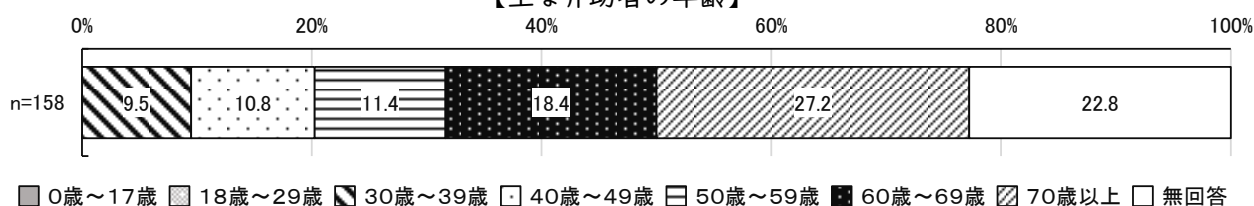
【介助者】



④介助している方の年齢(令和5年8月1日現在)

主に介助している方の年齢については、「70歳以上」が27.2%と最も高く、次いで「60歳~69歳」(18.4%)、「50歳~59歳」(11.4%)、「40歳~49歳」(10.8%)、「30歳~39歳」(9.5%)の順となっています。

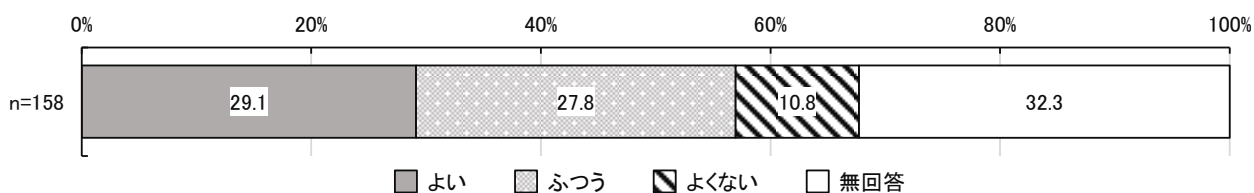
【主な介助者の年齢】



⑤ 介助している方の健康状態

主に介助している方の健康状態については、「よい」が29.1%、「ふつう」が27.8%、「よくない」が10.8%となっています。

【主な介助者の健康状態】

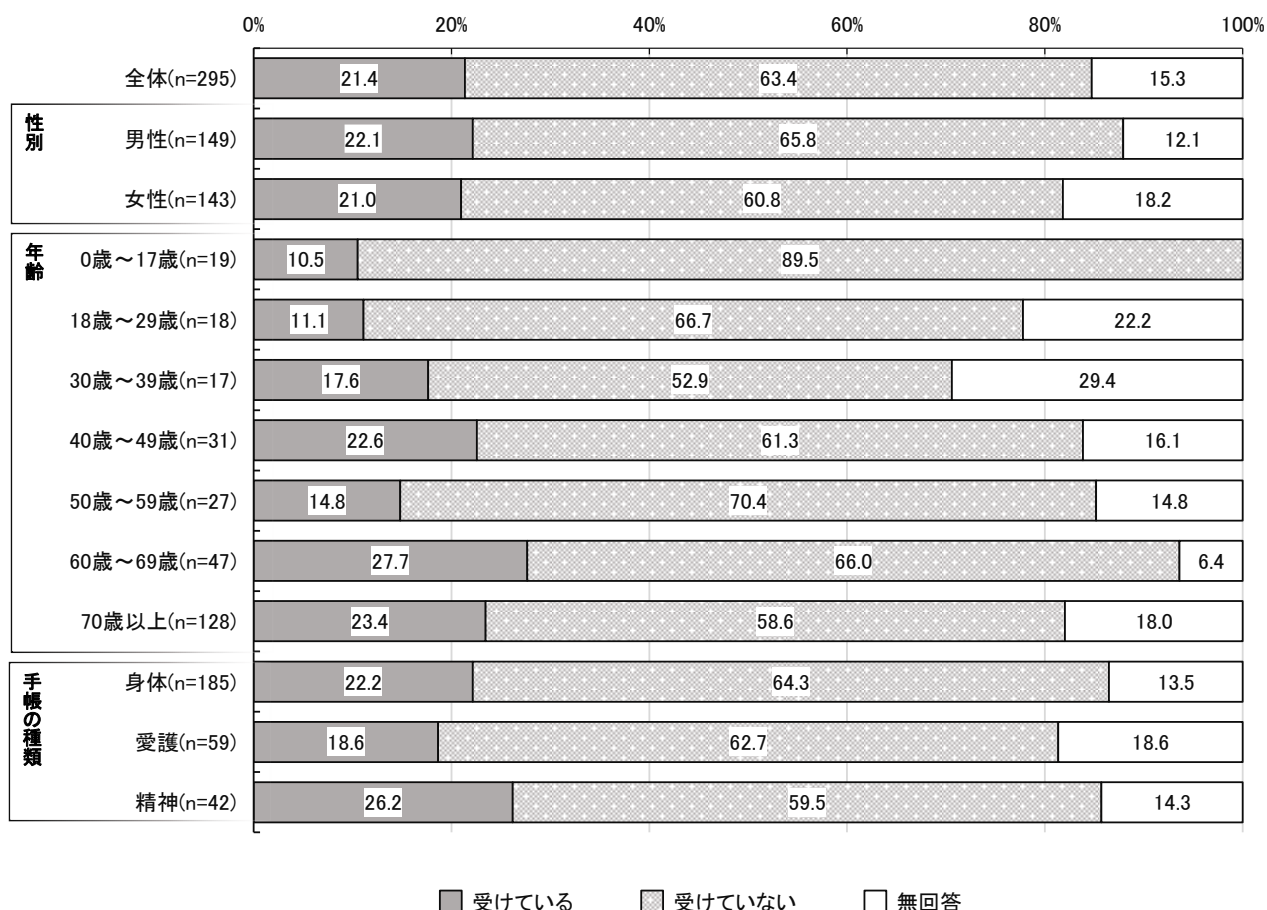


⑥ 受けている医療的ケア

現在医療的ケアを受けているかについては、「受けている」が21.4%、「受けていない」が63.4%となっています。

属性別にみると、年齢別では、「受けている」では、60歳～69歳が27.7%で他の年代に比べて割合が高くなっています。障害者手帳所持者別では、「受けている」では、精神障害者保健福祉手帳所持者が26.2%で他の手帳所持者よりも割合がやや高くなっています。

【医療的ケアを受けているか】



⑦障害福祉サービスの今後3年以内の利用予定

障害福祉サービスの今後3年以内の利用予定については、全体では、「今よりも利用を増やす予定」では、⑩計画相談支援が28.7%と最も高く、次いで⑩地域定着支援(12.8%)、⑩地域移行支援(9.1%)等の順となっています。18歳未満のみ回答では、⑩障害児相談支援が46.2%と最も高く、次いで⑩放課後等デイサービス(16.7%)、⑩児童発達支援(6.3%)等の順となっています。

【今後3年以内の利用予定】



■ 今よりも利用を増やす予定 □ 今と同じくらい利用する予定 ▨ 今よりも利用を減らす予定 □ 利用希望がない

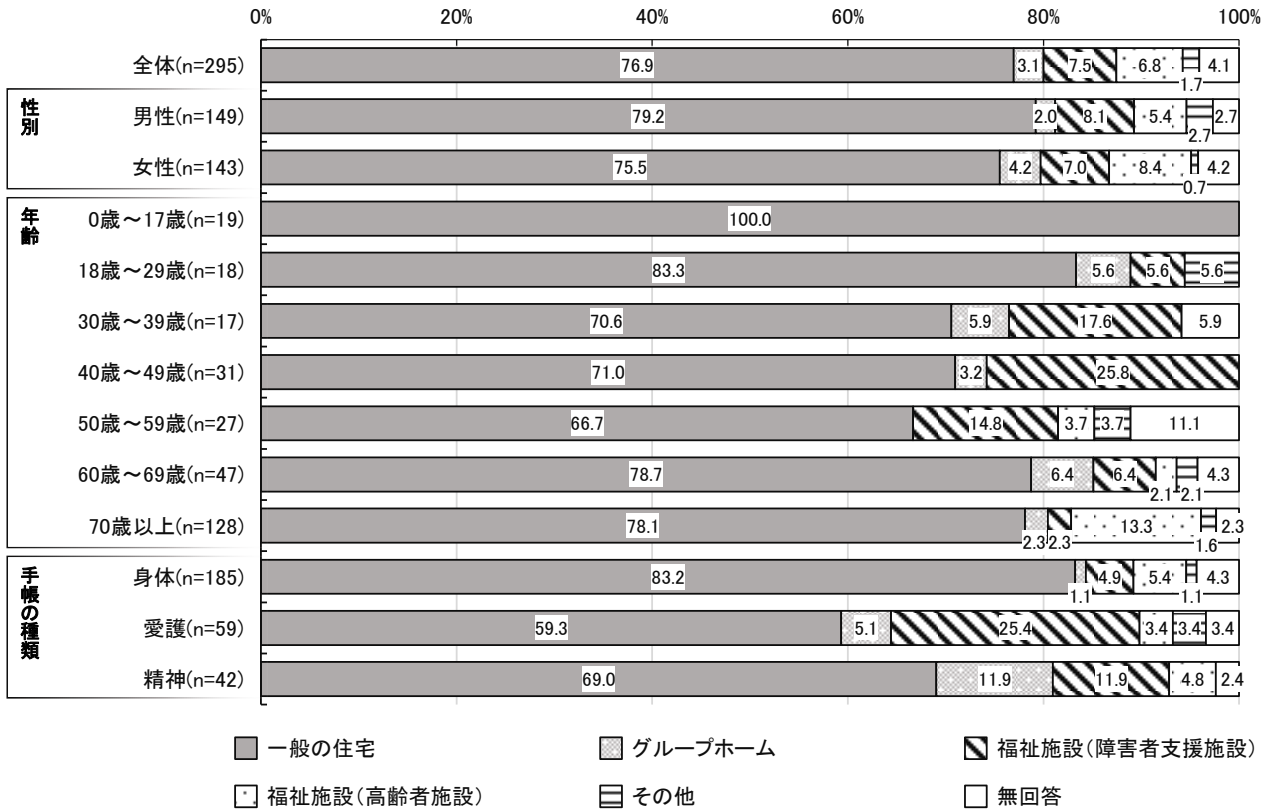
※⑯、⑰、⑱、⑳は「今よりも利用を増やす予定」「今と同じくらい利用する予定」「今よりも利用を減らす予定」→「利用予定あり」と「利用希望がない」の2択

⑧今後3年以内に暮らしたい場所

今後3年以内に暮らしたい場所については、「一般の住宅」が76.9%と最も高く、次いで「福祉施設(障害者支援施設)」(7.5%)、「福祉施設(高齢者)」(6.8%)、「グループホーム」(3.1%)の順となっています。

属性別にみると、年齢別では、「福祉施設(障害者支援施設)」では、40歳～49歳が25.8%で他の年代に比べて割合が高くなっています。障害者手帳所持者別では、「グループホーム」では、精神障害者保健福祉手帳所持者が11.9%で他の手帳所持者よりも割合が高くなっています。

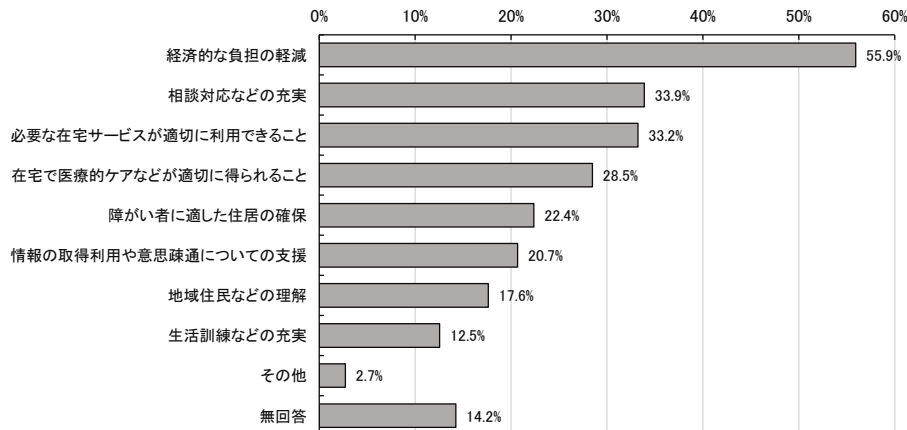
【今後3年以内に暮らしたい場所】



⑨希望する暮らしを送るために必要だと思う支援

希望する暮らしを送るために必要だと思う支援については、「経済的な負担の軽減」が55.9%と最も高く、次いで「相談対応などの充実」(33.9%)、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(33.2%)、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」(28.5%)等の順となっています。

【希望する暮らしを送るための支援について】



6 現行計画の評価

(1) 評価の方法

本評価は、六戸町障がい者計画（令和6年度～）策定の基礎資料とするために、現行の六戸町障害者計画の基本方針ごと、それぞれに位置付けられている施策について、施策ごとに、「AからEの達成度」、「次期計画に向けて、考えられる課題や必要な取組」、「拡充」、「維持」、「効率化・統合」、「休・廃止」の方向について、評価基準日を令和6年3月31日（令和5年度終了）時点として、担当課が評価を行ったものです。

●7つの基本目標

基本目標1	健康で生き生きとした暮らし
基本目標2	自立した生活を支援するサービス
基本目標3	一人ひとりにふさわしい教育環境
基本目標4	生きがいを持った暮らし
基本目標5	安心して暮らすことのできるまち
基本目標6	ふれあいと理解とコミュニケーション
基本目標7	差別の解消及び権利擁護
基本目標8	情報のバリアフリー化
基本目標9	心豊かに充実した暮らし

(2) 評価の基準

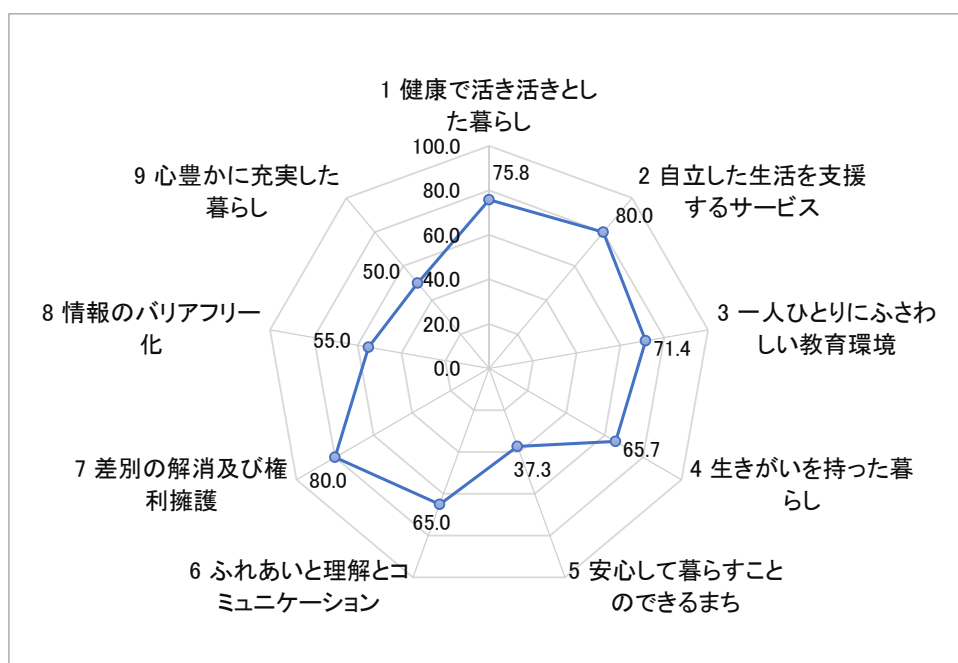
達成度	評価内容	達成状況
A	計画に掲げた施策を達成した。	80～100% 点数 100
B	計画に掲げた施策を概ね達成した。	60～80%程度 点数 80
C	現在、施策の達成に向けて動いている。 (半分程度実施した)	40～60%程度 点数 60
D	現在、施策の達成に向けて動き始めている。 (施策に着手し、動き始めることはできた)	20～40%程度 点数 40
E	現在、ほとんど手をつけていない。 (施策に着手することができなかった)	20%未満 点数 20

(3) 全体の評価結果

先述の評価の基準で、主な事業・取組ごとの採点を行い、集計した結果、計画全体の評価点は62.1点となっています。

また、主な基本目標ごとの評価点は、基本目標1 健康で生き生きとした暮らしが75.8、基本目標2 自立した生活を支援するサービスが80.0、基本目標3 一人ひとりにふさわしい教育環境が71.4、基本目標4 生きがいを持った暮らしが65.7、基本目標5 安心して暮らすことのできるまちが37.3、基本目標6 ふれあいと理解とコミュニケーションが65.0、基本目標7 差別の解消及び権利擁護が80.0、基本目標8 情報のバリアフリー化が55.0、基本目標9 心豊かに充実した暮らしが50.0となっています。

●計画内容ごとの評価点



※施策によって結果は順調ととらえられますが、

基本目標1 健康で生き生きとした暮らしでは、在宅障がい者への訪問指導、精神保健対策の充実、生活の質(QOL)の向上、二次障がい発生予防の充実など、

基本目標2 自立した生活を支援するサービスでは、提供事業者との連携及び事業者の新規参入、相談体制など

基本目標3 一人ひとりにふさわしい教育環境では、就学前の幼児を対象にした巡回教育相談の実施など、

基本目標4 生きがいを持った暮らしでは、「就労移行支援」、ジョブコーチ制度の普及、障害者就労施設等の支援など、

基本目標5 安心して暮らすことのできるまちでは、公共的建築物のバリアフリー化、ふれあい・交流の機会(場)としての公園整備推進、障がいのある人向け町営住宅の建設、車いす対応の低床化されたバス車両の導入、道路・歩道等の整備、講習会や防災展などを通じて、障がい者を含めた地域住民の防災意識の向上、緊急通報システム等の通報を確保など、

基本目標6 ふれあいと理解とコミュニケーションでは、交流・ふれあい活動の推進、地域及び各職場等への出前講座など、

基本目標7 差別の解消及び権利擁護では、国や県と連携した障がい者への差別解消に関する相談支援体制の充実など、

基本目標8 情報のバリアフリー化では、情報のバリアフリー化の促進、障がい者が参加するイベント等において手話通訳者の派遣、

基本目標9 心豊かに充実した暮らしでは、障がいのある人の楽しめるスポーツの振興、各種の催しにおいて、手話通訳者の配置や車いすスペースの確保など障がい者に配慮した運営、県で実施しているイベントへの積極的な参加、

などについての評価が低くなっており、必要な対策を検討する必要があります。

(4) 今後の方向

主な取組ごとの今後の方向では、「拡充」が6、「維持」が75、「効率化・統合」が7、「休・廃止」が7となっています。

●施策ごとの方向

基本目標		施策の方向				計
		「拡充」	「維持」	「効率化・統合」	「休・廃止」	
1	健康で生き活きとした暮らし	0	18	1	0	19
2	自立した生活を支援するサービス	0	7	0	0	7
3	一人ひとりにふさわしい教育環境	2	4	0	1	7
4	生きがいを持った暮らし	0	6	0	1	7
5	安心して暮らすことのできるまち	3	15	1	3	22
6	ふれあいと理解とコミュニケーション	0	13	2	1	16
7	差別の解消及び権利擁護	0	6	1	0	7
8	情報のバリアフリー化	1	2	1	0	4
9	心豊かに充実した暮らし	0	4	1	1	6
計		6	75	7	7	95

7 障害者施策の課題

新しく障がい者計画を策定するにあたって、手帳所持者の方々へのアンケート調査をはじめ、関係団体の方々等から御意見を伺いました。障がいの種類や年齢等によって、さまざまな課題があることがわかりました。また、職員による現在の計画の評価なども行い、なかでも次のようなものが課題であると考えられます。

●希望する暮らしのために必要だと思う支援

希望する暮らしを送るために必要だと思う支援については、「経済的な負担の軽減」が55.9%と最も高く、次いで「相談対応などの充実」(33.9%)、「必要な住宅サービスが適切に利用できること」(33.2%)、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」(28.5%)等の順となっています。

現在も、将来も必要なサービスを受けながら、地域で暮らしていけるようにすることが求められています。

●相談と情報提供の重要性

情報を入手したりコミュニケーションをとるうえで困ることについては、「うまく話や質問ができない、自分の思いを伝えることを控えてしまう」が29.5%と最も高く、次いで「難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい」(28.5%)、「読むことが難しかったり、複雑な文章表現がわかりにくい」(26.4%)、「特に困ることはない」(22.4%)等の順となっています。

最近では、ICT技術の進展により、年代によって情報の取得方法も異なっています。これまでのような広報紙やホームページによる情報提供に加えて、デジタル化も活用しながら、多様な手段による、年齢や受け手に応じた情報提供と相談体制を確保していくことが必要だと考えられます。さらに、地域での理解と地域住民による支援が求められています。

●地域でともに暮らしていける環境整備

障がい者へ地域の情報を周知し、催しやまちづくりへの参加を促進したり、生涯にわたる学びや文化・スポーツ活動の場を確保し、主体的な人間形成を支援していくことが必要です。

障がいに対する誤解や偏見、理解のない行動などが、障がいのある人の気持ちを傷つけたり、時として社会参加を阻むことがあります。

“認めあう、支えあう”といった分野での正しい知識の普及や日常的なふれあいをとおした相互理解、催しや地域活動への一層の参画が求められます。

●専門性の高い療育・教育

障がいの早期発見や早期予防に対応するため、乳幼児健康診査及び中途障がいを予防する観点から生活習慣病等の各種健康診査において医療機関との連携の強化が求められています。

身近な地域で、関係機関が互いに連携して、個々の障がいの特性に応じた継続性のある支援を行っていく必要があります。

●家族の負担の軽減

家族だけで障がい者の介護等を行っていたりする場合、介護者の高齢化もあり、さらには、自分が年老いた後の子どもの生活に対する不安など、家族の介護疲れや心労も伺える状態です。

障がい者本人に対する支援と同時に、家族の不安を解消するような相談支援やレスパイトケアサービス等の充実が必要です。

●多様な働き方の確保

事業所や企業にもっと障がい者の能力を理解してほしい、働きはじめてもなかなか環境になじめず長続きしない、障がいに応じて働く時間への配慮や賃金などを含むさまざまな働き方ができたらいいのに等、働くことができず生活に困っている人がいます。

職業訓練のほか、事業所と障がい者双方への相談支援や、就職後の継続的な職場支援など福祉、労働、教育分野が連携してきめ細かに対応を図っていく必要があります。

●自由に行ける場所の確保や災害時の避難や避難場所の不安

買い物や楽しみのために出かけたいという要望は高くなっています。地域には障がいのある人がいるという認識を持って町民みんなで、より一層、障がい者の視点でまちづくりを進める必要があります。

また、災害に対する適時・適切な情報提供、避難の方法や障がいに合った避難所の配慮など災害に対する不安も見えています。これらの不安に適切に対処していくことが必要です。

こうしたさまざまな課題を解決していくため、計画にもとづいて総合的に取り組んでいくこととなりますが、計画の実効性を確立していくことが大切です。

この計画を関係機関や町民すべての方々に理解してもらうような普及や、障がいのある当事者の方にも計画の進捗管理に参画してもらうなど、これから実効性を持って進めていく必要があります。

A blue triangle pointing to the right, with the text '障がい者計画' written inside it in white.

障がい者計画

第3章 障がい者福祉の基本的な考え方

1 障害者施策の基本理念

前計画の理念を継承し、障がいの有無にかかわらず共にあゆむ社会をめざす「ノーマライゼーション」と、障がいがあるために人間的な生活条件から疎外されている方の社会復帰や社会参加をめざす「リハビリテーション」を本計画の基本理念とします。

■「ノーマライゼーション」

一般的には、障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方をいいます。

■「リハビリテーション」

一般的には、「障がいのある人の機能回復のための訓練」と考えられていますが、広くは「人間らしく生きる権利」（全人間的復権）を意味します。

■「誰も取り残さない地域共生社会」

誰も取り残さないは、SDGsの基本的な考え方であり、地域共生社会は、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを豊かにしていく地域をともに創っていく社会をめざすものです。

《六戸町障害者施策の基本理念》

ノーマライゼーション
・リハビリテーション
～誰も取り残さない地域共生社会をめざして～

2 施策の横断的視点

(1) 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がい者を必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、障害者施策の策定及び実施に当たっては、障がい者及び障がい者の家族等の意見を聴き、その意見を尊重します。

また、障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

(2) 当事者本位の総合的な支援

障がい者が人生における全段階を通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

支援に当たっては、障害者施策が、障がい者が日常生活または社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、障がい者の支援は障がい者が直面するその時々々の困難の解消だけに着目するのではなく、障がい者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があることに留意します。

(3) 障がい特性等に配慮した支援

障害者施策は、性別、年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた障がい者の個別的な支援の必要性を踏まえて策定及び実施します。

特に、女性である障がい者は障がいに加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障がい児には、成人の障がい者とは異なる支援の必要性があることに留意します。

また、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう等について、住民の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに施策の充実を図ります。

(4) アクセシビリティの向上

障がい者が経験する困難や制限が、障がい者個人の障がいと社会的な要因の双方に起因していることを踏まえ、障がいの有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするため、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。

特に、障がいを理由とする差別は、障がい者の自立または社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、社会全体において、その解消に向けた取組が行われる必要があることから、障害者差別解消法及び障害者雇用促進法に基づき、国・県や障がい者団体を始めとする様々な主体の取組との連携を図りながら、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

(5) 総合的かつ計画的な取組の推進

障害者施策を効果的かつ効率的に推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策、男女共同参画施策等、障害者施策に関係する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

3 基本目標

基本理念を実現するために、9つの基本目標を設定し、施策・事業を推進していきます。

基本目標1 健康で生き生きとした暮らし	【保健・医療分野】
基本目標2 自立した生活を支援するサービス	【生活支援分野】
基本目標3 一人ひとりにふさわしい教育環境	【教育・育成分野】
基本目標4 生きがいを持った暮らし	【雇用・就労分野】
基本目標5 安心して暮らすことのできるまち	【生活環境分野】
基本目標6 ふれあいと理解とコミュニケーション	【啓発・広報分野】
基本目標7 差別の解消及び権利擁護	【人権分野】
基本目標8 情報のバリアフリー化	【情報分野】
基本目標9 心豊かに充実した暮らし	【スポーツ・芸術・協働分野】

4 施策の体系

第4次障がい者計画における施策の体系を次のように設定し、基本理念の実現に努めます。

基本目標	基本施策
基本目標1 健康で生き活きた暮らし 【保健・医療】	1 障がいの発生予防・早期発見・早期治療・早期療育 (1) 母子保健事業の充実 (2) 成人保健事業の充実 2 精神保健対策及び難病対策 (1) 精神保健対策の充実 (2) 難病対策の充実 3 医療及びリハビリテーションの充実 (1) 二次障がい発生予防の充実 (2) 訪問相談体制の充実
基本目標2 自立した生活を支援するサービス 【生活支援】	1 利用者本位の生活支援体制の整備 (1) 障害福祉サービスの充実 (2) 福祉機器の利用促進 2 相談支援体制の充実
基本目標3 一人ひとりにふさわしい教育環境 【教育・育成】	1 インクルーシブ教育システムの推進 (1) インクルーシブ教育の推進 (2) 指導内容の充実 2 特別支援教育の推進
基本目標4 生きがいを持った暮らし 【雇用・就労】	1 雇用・就労の促進 2 福祉的就労の充実
基本目標5 安心して暮らすことのできるまち 【生活環境】	1 福祉のまちづくりの推進 (1) バリアフリーの推進 (2) 住宅の整備 2 移動・交通対策の推進 3 防災・防犯対策の推進 (1) 防災・防犯意識の高揚 (2) 緊急時の情報提供・通信体制の整備
基本目標6 ふれあいと理解とコミュニケーション 【啓発・広報】	1 啓発・広報活動の促進 (1) 障がい者の理解促進 (2) 体験・交流事業の推進 (3) 福祉教育の推進 (4) 交流教育の推進 2 ボランティア活動の推進

基本目標	基本施策
基本目標7 差別の解消及び権利擁護 【人権】	1 障がいを理由とする差別の解消の推進 2 権利擁護の推進 (1) 権利擁護の推進 (2) 虐待の早期発見と防止
基本目標8 情報のバリアフリー化 【情報】	1 情報アクセシビリティの向上 (1) 情報提供の充実 (2) コミュニケーション支援の充実
基本目標9 心豊かに充実した暮らし 【スポーツ・芸術・協働】	1 スポーツ・レクリエーション、文化芸術活動の促進 (1) スポーツ・レクリエーション活動の充実 (2) 文化活動の充実 2 住民をはじめ多様な主体との協働

第4章 障害者施策の方向

基本目標1 健康で生き活きとした暮らし【保健・医療】

1 障がいの発生予防・早期発見・早期治療・早期療育

現状と課題

障がいの原因には、先天性のものと事故や疾病等から生ずる後天性のものがあります。

先天性の障がいについては、予防はもとより、早期発見から治療・療育に結び付けることで障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができます。

本町においては、障がいの原因となる疾病の早期発見、早期治療を図るため、母子保健対策としては、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、5歳児健康診査を実施したり、育児相談、訪問指導を行っています。今後も、近年増加している発達障がいも含めた乳幼児の障がいに対応していくため、健康診査、健康相談、健康教育、保健師による訪問指導などの母子保健対策の充実を図る必要があります。

早期療育においては、保育、学校教育等の各段階における生活の基盤をつくり、障がいのある人が地域で自立した生活を送るための基礎をつくる極めて重要なものであることから、療育機関との連携のもと必要な支援を行っています。今後も、乳幼児の健康診査において発達状況を確認するとともに、早期対応が必要な乳幼児については、専門機関における経過観察や療育が受けられるよう関係機関につなげていくためのネットワークの構築や専門家による支援を更に充実させていく必要があります。

また、成人においては、後天性の障がいの原因となる「脳血管疾患」、「心疾患」などの疾病の多くが、長年の運動不足や食生活などの生活習慣が原因となる「生活習慣病」であることから、健康づくりを推進するために、各種健診の実施や講演会、教室等の開催等により、健康についての意識を高める機会を提供すると共に、保健事業の更なる充実を図り、疾病の早期発見・早期治療に努める必要があります。

これからの取組

(1) 母子保健事業の充実

妊産婦、新生児及び乳幼児の疾病の予防や異常の早期発見を図るため、また、育児不安を持つ母親が増えている状況など新たな課題に対応した母子保健事業の充実に努めます。

施策	施策の内容
①妊産婦・乳幼児健康診査の充実	◇乳幼児・妊産婦の健康管理のため、年代に応じた各種健康診査の充実に努め、障害の早期発見、早期対応を図ります。 ◇健康診査において所見が認められた乳幼児や家族及び妊産婦に対して十分な支援ができるよう丁寧な説明を心掛け、関連機関との連携を強化しつつ対象者に寄り添いながら支援を続けます。

施 策	施策の内容
②相談事業の充実	◇乳幼児の発達・発育支援、保護者の育児不安の解消などを図るため保護者の理解を得られるような説明を心掛け、育児相談事業を推進します。
③訪問相談体制の充実	◇妊産婦、新生児及び乳幼児を対象とした訪問、相談事業を更に充実し、適正な訪問指導を提供します。
④健康教育の充実	◇妊娠・出産・育児について、各種媒体を活用し、正しい知識の情報提供を行っていきます。また、個別の情報提供にも力を入れ、不安を解消するよう努めます
⑤早期療育体制の充実	◇経過観察が必要な子ども等への対応について、医療機関、保健所、児童相談所、発達障害者支援センター等との連携を図り、適切な支援を行います。

(2) 成人保健事業の充実

生活習慣病やその他疾病による後遺障がいを予防するため、適切な生活習慣をとおして自ら健康管理ができるよう成人保健事業の充実に努めます。

施 策	施策の内容
①健康相談・健康教育の充実	◇地域の健康教室で地域の特性に応じて、生活習慣病の予防や健康増進などの知識の普及を図り、糖尿病予防、骨粗しょう症予防、介護予防などを目的とする各種健康教室を開催します。
②在宅障がい者への訪問指導	◇障がい者が規則正しい生活を送ることができるよう、介護方法や家庭でできるリハビリテーションの指導を実施し、介護予防を推進します。
③各種健(検)診の充実	◇定期的に特定健康診査、がん検診を受診するよう呼びかけると共に、受診しやすい体制の整備を図っていきます。また、分かりやすい広報、受診の利便性の向上を図り、受診率向上につなげていきます。 ◇健診後に精密検査が必要な場合は、必ず受診するよう呼びかけます。

2 精神保健対策及び難病対策

現状と課題

社会環境の複雑化等により、ストレスなど心の健康が損なわれる要因が増加していることや新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により人と人の距離感の変化等もあり、心の健康づくりを積極的に推進していくことが重要になってきています。

精神疾患に対する正しい知識を持つことで、発病を予防し、初期の段階で気づき、早期に医療に繋がることで、重症化の防止も可能となります。

精神疾患の予防及び症状の軽減には家族をはじめ周囲の理解が必要ですが、精神疾患に対する理解はまだ十分とは言えず、家族にも打ち明けることに抵抗感があるなど早期対応、早期治療に結

びつきにくい状況にあります。

精神障がい、早い段階での発見・治療が重要であることから、関係機関と連携しながら、気軽に相談できる体制の充実とメンタルヘルスについての普及・啓発を行い、併せて精神疾患に対する偏見をなくしていく取り組みが必要です。

難病に関しては、難病法に基づく医療費助成の対象となる疾病（指定難病）は、厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて指定しますが、令和3年11月1日現在、338疾病が指定されています。

原因が不明で治療方法が確立されていない難病は、療養が長期にわたるため、患者及び家族は医療、生活面さらに精神的にさまざまな悩みを抱えて生活している場合が多く、状況に応じて対応できるように関係機関とのネットワークの充実など、きめ細やかな対応が求められます。

これからの取組

(1) 精神保健対策の充実

精神障がい者が地域で安心して暮らせるためには、保健・医療・福祉等と地域住民の自主的な活動組織の育成・支援が必要となってきます。このために、医療機関や保健所等と連携を図りながら相談体制の充実を推進します。

施策	施策の内容
①相談体制の充実	◇保健所、福祉事務所、医療機関、共同作業所、グループホーム、生活訓練施設など、各関係機関が協力しつつ、健康や日常生活などについての相談体制を充実させ、精神障がい者の社会復帰や自立生活の促進を図ります。 ◇引きこもりなどの特定の障がいに対する相談体制の充実を図ります。また、各施設や機関等の連携を強め、個別に対応できる体制を整えていきます。

(2) 難病対策の充実

難病は、高度かつ専門の医療が必要であるとともに、療養生活が長期にわたり、看護と介護に多くの労力を要することなどから、緊急時の医療はもとより在宅療養における環境整備の充実など、保健・医療・福祉が連携し患者・家族の生活の質(QOL)の向上のための各種支援事業の充実を図ります。

施策	施策の内容
①生活の質(QOL)の向上	◇本人、家族の経済的・身体的・精神的負担の軽減を図るため、在宅サービスの利用を推進します。 ◇ニーズに合った福祉用具の利用に関する相談や援助方法などの最新の情報提供を推進します。

3 医療及びリハビリテーションの充実

現状と課題

障がい者にとっての医療及びリハビリテーションの充実は、病気の治癒だけでなく、社会参加や地域で自立した生活を送る基礎を作るうえできわめて重要となっています。

定期的な医学管理を必要とする障がい者の増加や、障がいに伴う二次障がいの予防に対応するためにも、医療機関をはじめとする関係機関と連携しながら、障がい者の健康管理や医療の充実を図る必要があります。

また、近年、障がいの早期発見、障がいの重複化・重度化及び高齢社会の進展、医療技術の進歩等により、治療だけでなくリハビリテーション、保健指導、看護、介護等に対するニーズは大幅に増大し、質的にも高度化、多様化してきています。身近な地域において、障がい者一人ひとりのニーズに合ったリハビリテーションを受けられるように情報の提供と保健・医療・福祉など、さまざまな関係機関との連携のなかで一貫した支援体制を構築していくことが重要となります。

これからの取組

(1) 二次障がい発生予防の充実

障がいに伴う二次障がい及び合併症を予防するため、定期的な医学管理及び本人、家族への情報提供を行います。障がいの早期発見及び障がいに対する適切な医療、医学的リハビリテーションの提供により、障がいの軽減並びに重度化・重複化、二次障害及び合併症の防止を図るとともに、障害のある人に対する適切な保健サービスを提供します。

施策	施策の内容
①健康相談事業の充実	◇障がいに伴う二次障害の発生予防等のために、障害者週間等の相談しやすい場面を活用して、障がい者の健康相談や健康診査等の保健対策の一層の充実を図ります。
②保健・医療・福祉の連携の推進	◇障がいが発生した初期の段階で本人、家族に対し、障がいを軽減する各種サービスの紹介等を実施し、精神的支援を図ります。 ◇治療のための医療体制の整備、定期的医学管理等の推進について、医療機関及び関係機関との連携強化に努めます。

(2) 訪問相談体制の充実

保健師が障がい者の住まいを訪ね、障がい者の病状や生活上の相談にのり、必要な援助を行います。実際の生活の場を訪ねてもらうことで、より具体的に相談や援助が受けられ、障がい者自身が障がいとうまく付き合い、良好な地域生活、家庭生活を送れるよう充実に努めます。

施策	施策の内容
①訪問相談サービスの充実	◇在宅で療養する障がい者等に対して、保健師が訪問し、相談支援を行っています。この事業をより一層充実します。

施 策	施策の内容
	<p>◇療養、看護、機能訓練などを必要とする人に対して、保健師等が各家庭を訪問し、相談支援を行っていますが、この事業をより一層充実します。</p> <p>◇見守りの目を増やし、必要な支援が途切れることのないよう見守っていきます。</p>

基本目標2 自立した生活を支援するサービス【生活支援】

1 利用者本位の生活支援体制の整備

現状と課題

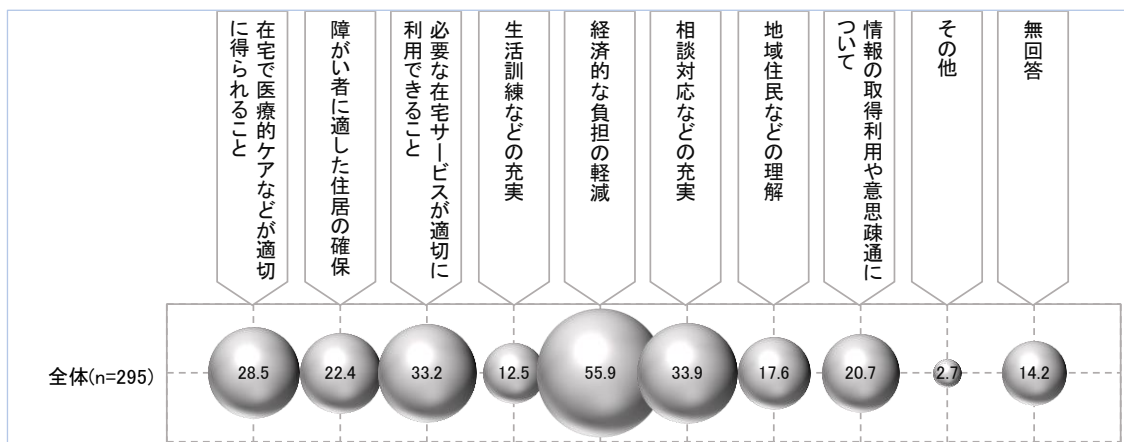
本町においては、障がい者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、障害福祉サービスなどによる生活支援の充実に向け、必要なサービスが計画的に提供されるためのサービス提供基盤の充実に努めてきました。

安心して暮らせる地域社会の実現のためには、利用者本位の考え方に立って、性別、年齢、障がいの状態による個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進し、障がいの有無に関わらず地域で暮らすための体制を確立する必要があります。

また、ライフサイクルを通じて切れ目のない相談支援及び各種サービスの提供を図るとともに、県やサービス事業者と連携し、必要なサービス量の確保に努め、地域生活を支援する必要があります。

障がい福祉に関するアンケート調査結果では、希望する暮らしを送るために必要だと思う支援については、「経済的な負担の軽減」が55.9%と最も高く、次いで「相談対応などの充実」(33.9%)、「必要な住宅サービスが適切に利用できること」(33.2%)、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」(28.5%)等の順となっています。

【希望する暮らしを送るための支援について】



これからの取組

(1) 障害福祉サービスの充実

障害者総合支援法の基本は、障がい者が安心して暮らすことのできる地域づくりをめざすことです。これに基づいて、障がい者が地域で自立した生活を送ることができる支援を行っていきます。

施策	施策の内容
①障害福祉サービス	◇障がい者が住み慣れた環境で安心して暮らすことができるように障害福祉サービスの見込量を把握しながら提供事業者との連携及び事業者の新規参入なども促進し、良質なサービスと必要量の確保に努めます。

施策	施策の内容
②地域生活支援事業	<p>◇地域生活支援事業では、地域での生活を支えるさまざまな事業を、地域の実情に応じて、県と連携しながら実施します。</p> <p>◇ニーズはあるものの事業所がないなど、サービスの提供に結びつかない部分について、協議をしていきます。</p>

(2) 福祉機器の利用促進

障がいのある人が自立して社会活動に参加していく上で福祉機器は、障がい者を暮らしやすくし、また、介護者の負担を軽くします。町では、補装具の交付・修理と、日常生活用具の給付を行っています。

これらの事業を周知して内容を充実していくことや、その他情報提供を望む障害者のために新しい福祉関係器具を適宜紹介していくことが必要です。

施策	施策の内容
①福祉機器に対する理解と利用の促進	◇様々な場面において、保健師やOT(作業療法士)、関係業者による相談等を行い、利用者にあった各種福祉機器や介護用品を考え、適切な利用促進に努めます。
②福祉機器の給付などの充実	<p>◇身体障がい者の身体的欠損や心身機能の損傷を補い、日常生活や就業を容易にするため、補装具の給付、修理を行います。</p> <p>◇在宅や重度障がい者の日常生活の便宜を図るため、特殊寝台や浴槽などの日常生活用具の給付を行います。</p>

2 相談支援体制の充実

現状と課題

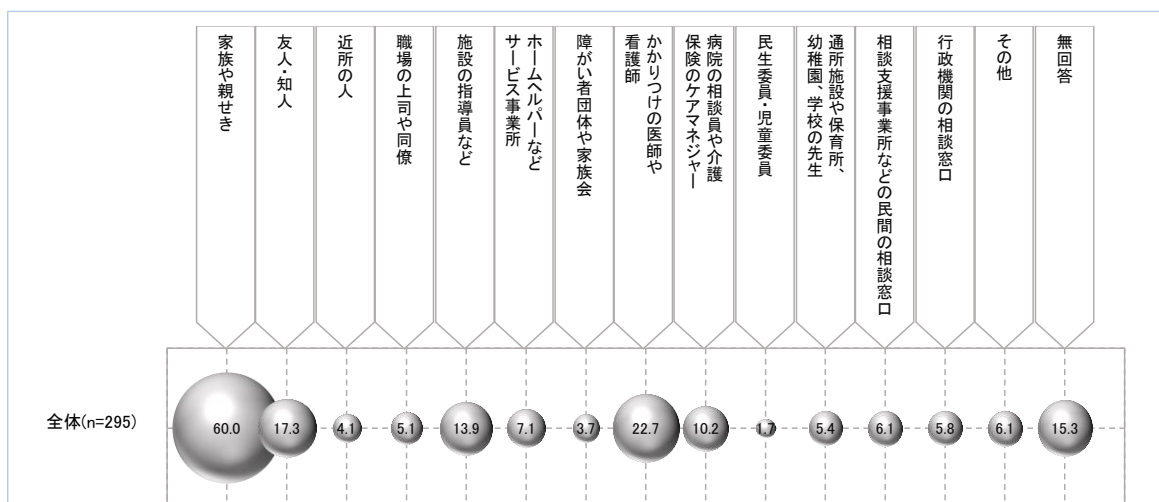
障がい福祉に関するアンケート調査結果では、現在、悩んでいることや、誰かに相談したいことについては、「自分の健康・治療のこと」が38.3%と最も高く、次いで「特にない」(32.2%)、「経済や生活費のこと」(25.4%)、「外出・移動のこと」(12.2%)等の順となっています。

【悩んでいることや、相談したいこと】



また、悩みや困ったことを相談する相手については、「家族や親せき」が60.0%と最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師(22.7%)、「友人・知人」(17.3%)、「施設の指導員など」(13.9%)等の順となっています。

【相談相手】



これからの取組

障がいがあるために十分な判断ができにくい人、自己の表現が困難な人に対する支援は、障がい者の意志をくみ取り、利用者本人の「主体性」を尊重して行う必要があります。このため、高い専門性を持った相談員を配置し相談窓口を充実していくことが必要です。

施策	施策の内容
①相談窓口の充実	◇相談窓口の総合化、地域における相談支援、社会参加・自立支援に向けたあらゆる相談に応じられるよう相談・指導・支援体制の確立に努めるとともに、人材をはじめとする資源の確保を図ります。
②相談支援の実施	◇障がい者や家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行い、障がい者の自立等に必要相談支援体制を実施します。

基本目標3 一人ひとりにふさわしい教育環境【教育・育成】

1 インクルーシブ教育システムの確立

現状と課題

「インクルーシブ教育システム」(包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされています。

共生社会の形成に向けて、障がい者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があります。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要です。

これからの取組

(1) インクルーシブ教育の推進

障がいのある児童生徒が障がいを理由に差別されることなく、障がいのある児童生徒も、障がいのない児童生徒も共に学ぶ「インクルーシブ教育」を推進します。

施策	施策の内容
①教育支援体制の充実	<p>◇障がいのある児童生徒一人ひとりの実態に即した就学となるよう、多様な教育相談に対応できる体制を整え、本人・保護者に対する十分な情報提供の下、本人・保護者の意見を最大限尊重しながら、適切な教育支援を行います。</p> <p>◇専門検査員の人材確保(臨床心理士の活用も含む)に努めます。</p>
②個々の特性に応じた対応の実施	<p>◇障がいのある児童生徒一人ひとりの状態によって乳幼児期から入学や進学、卒業などのライフステージに応じたきめ細かな対応ができるよう、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関において円滑な情報共有を図ることができ体制を構築します。</p> <p>◇5歳児健診等の教育相談、幼保年長児への就学指導に係るチラシ配布及び教育委員会での随時教育相談、地区教育相談を実施します。</p>

(2) 指導内容の充実

心身に障がいがある児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、自己実現を促進するために、本人や保護者のニーズや障がいの実態に応じた適切な就学指導の実施、教育内容の充実、教育環境の整備などにより、障がい児教育の充実を図ります。

施策	施策の内容
①教育・指導内容の充実	◇特別支援学級を担当する教職員の研修会・交流会について工夫・改善しつつ実施することと、参加の促進などにより教育・指導内容の充実を図ります。 ◇特別支援学級の設置校の全教職員についても研修会を実施するなど、障がいへの理解を深める教育についての意識啓発を行います。

2 特別支援教育の推進

現状と課題

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議では、令和5年3月13日に「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」を取りまとめました。

本報告においては、通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒へのより効果的な支援施策の在り方について、具体的に、

- ・校長のリーダーシップの下、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態を適切に把握し、適切な指導や必要な支援を組織的に行うための校内支援体制を充実させること
- ・児童生徒が慣れた環境で安心して通級による指導を受けられるように自校通級や巡回指導をはじめとする通級による指導を充実させること
- ・通級による指導を担当する教師等の専門性の向上を図ること
- ・高等学校における通級による指導の実施体制を充実させること
- ・特別支援教育に関する専門的な知見や経験等を有する特別支援学校における小中高等学校等への指導助言等のセンター的機能を充実させること
- ・よりインクルーシブで多様な教育的ニーズに柔軟に対応するため、特別支援学校を含めた2校以上の学校を一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを創設すること
などの方向性が提言されています。

これからの取組

地域社会の中で健やかに成長できるよう、子どもの障がいの状態に応じたきめ細やかな教育が受けられ、地域の子どもたちと共に育つことのできる環境づくりを推進します。

さらに、担当職員の資質の向上を図るため研修等を充実します。

施 策	施策の内容
①特別支援教育の充 実	<p>◇障がいのある児童生徒一人ひとりに応じた特別支援教育が受けられるよう、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの配置など関係機関との連携等を進め、特別支援教育の充実に努めます。</p> <p>◇支援員の人材確保と特別支援教育に関する研修会等を実施し、専門性の高い支援員をできるだけ多く配置できるよう努めます。</p>
②担当教員の資質の向 上	<p>◇特別支援学級に在籍する児童生徒及び通常学級における特別な配慮が必要な児童生徒の増加に対応するため、特別支援教育担当者の指導力の向上、関係機関との連携協力体制の構築により、一人ひとりの教員及び療育に関わる専門職員の教育・療育、相談等に対する専門性や資質・能力の向上に努めます。</p>

基本目標4 生きがいを持った暮らし【雇用・就労】

1 雇用・就労の促進

現状と課題

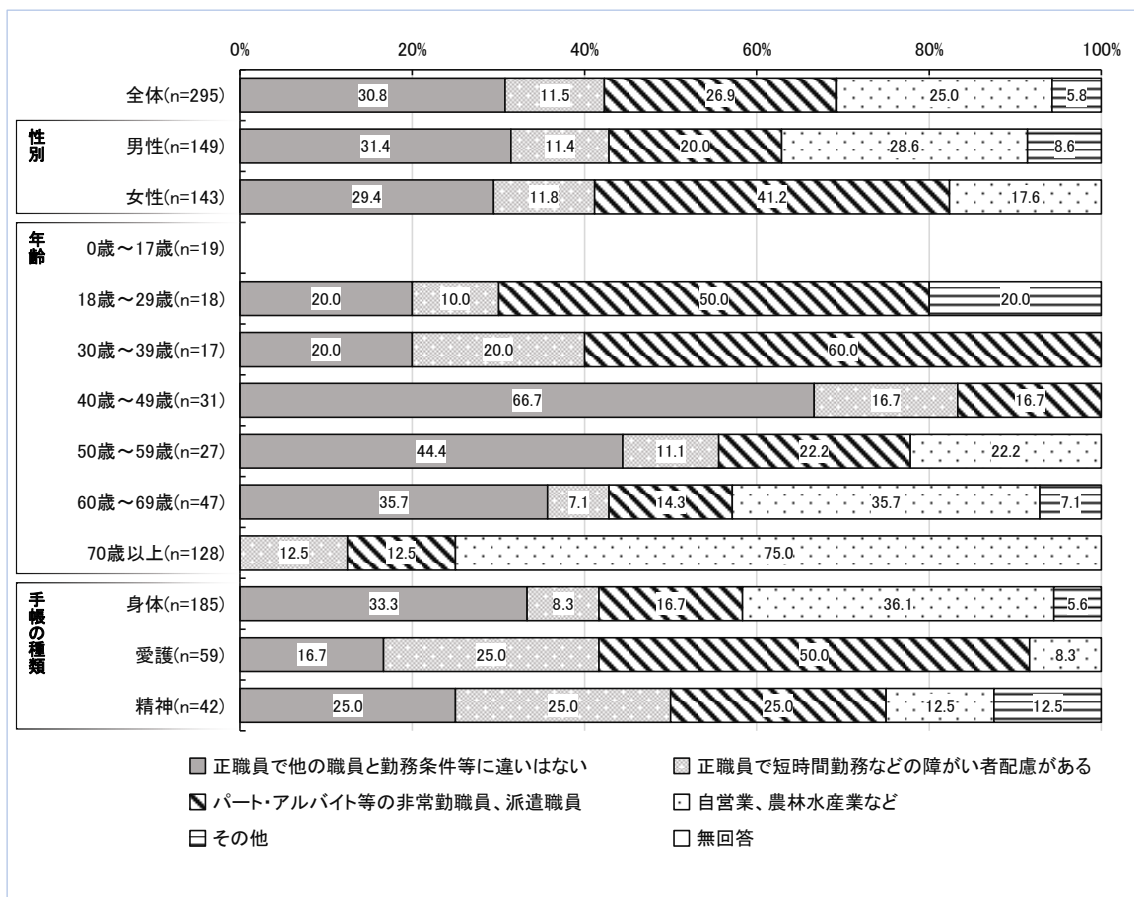
障害者雇用促進法（「障害者の雇用の促進等に関する法律」）では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者及び知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけており、令和3年3月1日からは民間企業では2.3%、国及び地方公共団体では原則として2.6%となっています。

また、企業には、募集・採用、賃金、配置、昇進などの雇用に関するあらゆる局面において、障がいを理由に不当な差別をせず、障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するべく個別の対応や支援を行うことが義務づけられています。

障がい福祉に関するアンケート調査結果では、勤務形態については、「正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない」が30.8%と最も高く、次いで「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」（26.9%）、「自営業、農林水産業など」（25.0%）、「正職員で短時間勤務などの障がい者配慮がある」（11.5%）の順となっています。

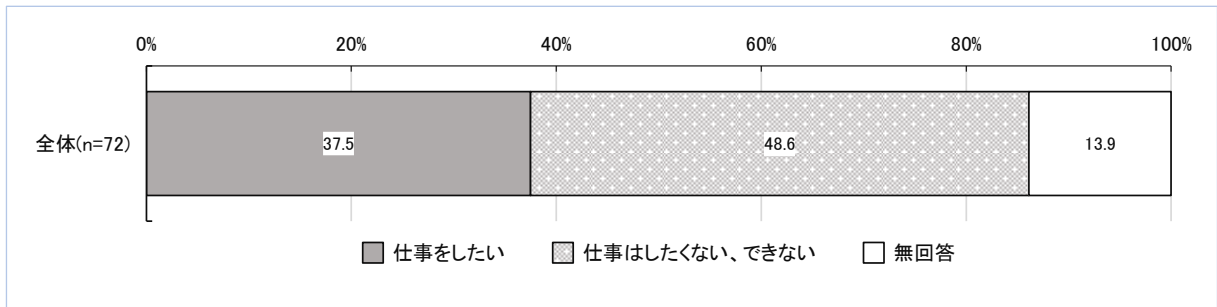
属性別にみると、性別では、「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」では、女性が41.2%で男性よりも割合が高くなっています。年齢別では、「自営業、農林水産業など」では、70歳以上が75.0%で他の年代よりも割合が高くなっています。障害者手帳所持者別では、「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」では、愛護手帳所持者が50.0%で他の手帳所持者に比べて割合が高くなっています。

【勤務形態】



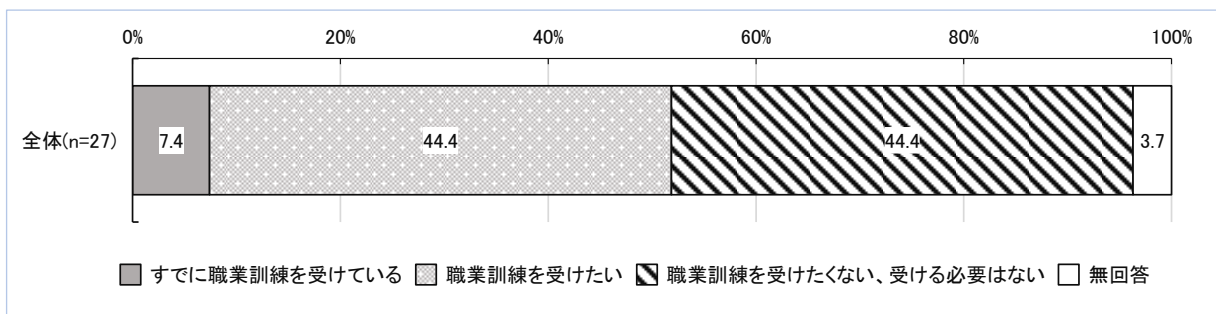
また、今後、収入を得る仕事をしたいかについては、「仕事をしたい」が37.5%、「仕事はしたくない、できない」が48.6%となっています。

【今後、収入を得る仕事をしたいか】



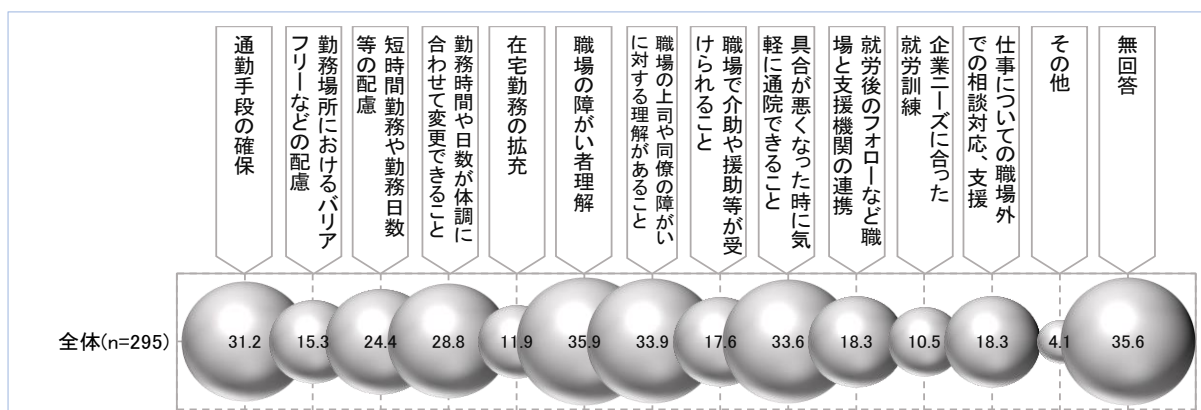
収入を得る仕事を得るために、職業訓練などを受けたいかどうかについては、「すでに職業訓練を受けている」が7.4%、「職業訓練を受けたい」が44.4%、「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」が44.4%となっています。

【職業訓練を受けたいか】



障がい者への就労支援として必要だと思うことについては、「職場の障がい者理解」が35.9%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚の障がいに対する理解があること」(33.9%)、「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」(33.6%)、「通勤手段の確保」(31.2%)等の順となっています。

【障がい者への就労支援について】



障がい者の就労を促進するためには、それぞれが個性に合った仕事を選択できるよう、仕事内容や勤務条件(勤務時間・日数など)の多様化を図るとともに、周囲の方が障がい者を理解する必要があります。仕事内容や勤務条件の多様化については、企業の理解と協力に負うところが大きく、厳しい経済情勢の中で困難が予想されますが、働く意欲と能力のある障がい者が働ける社会をつくるためには、社会全体で障がい者に適した仕事や労働環境づくりを工夫しようとする意識を高めていく必要があります。

これからの取組

障がい者が可能な限り一般の企業に就業することができるよう、公共職業安定所と連携するとともに、障害者法定雇用率の遵守を企業へ働きかけ、「事業主が障がいのある人を雇用することは社会的責務である」という考えの定着に努めます。

さらに、一般の企業に雇用されることが困難な障がいのある人のため、就労支援施設における福祉的就労を支援するとともに、就労支援施設の活動を支援します。

施策	施策の内容
①雇用機会の拡大	◇障がいのある人の就労促進のため、就労相談や就労情報の提供をオンライン等の活用も含め、今後も様々な媒体で情報提供を進めていきます。 ◇公共職業安定所などの関係機関との連携を深めるとともに、障がい者の一般就労促進のための啓発広報に努めます。
②雇用・就労の支援	◇就労を希望する障がいのある人が、生産活動等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を受ける「就労移行支援」を推進します。 ◇就労と生活全般の安定を図るため、職場訪問、家庭訪問などによる就労支援体制の充実を図ります。

2 福祉的就労の充実

現状と課題

障がい者の就労を支援するサービスとして就労移行支援や就労継続支援A型・B型、就労定着支援などの就労系障害福祉サービスがあります。しかし、利用申請段階でいずれかのサービスを選択する必要があり、必ずしも適切な就労支援サービスにつなげられない、就労が定着しないなどの課題がありました。

令和4年の10月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」改正法が成立し、そのなかに就労選択支援の新設が含まれています。この新たなサービスは、令和7年までをめどに開始される予定です。新設される就労選択支援は強みや課題、就労に必要な配慮について、障がい者本人と支援側が共に整理・評価（就労アセスメント）することで、適切な一般就労や就労系障害福祉サービスにつなげるのが特徴です。

就労選択支援を利用できるのは、就労継続支援や就労移行支援などの就労系障害福祉サービスを利用する意向がある障がい者とされています。

今後も、障がい者の地域生活への移行が推進されることから、ますます福祉的就労の場の需要が高まることが予測されます。働く意欲のある障がい者がその能力を十分に発揮できるよう、福祉的就労の場の確保に努める必要があります。

また、障害者優先調達推進法（「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」）に基づき、障害者就労施設等からの優先的な物品等の調達の推進を図るなど、福祉的就労の場の安定的な施設運営に向けた支援に努める必要があります。

これからの取組

民間企業での雇用が困難な障がい者が、それぞれの障がいの状況に応じて働き、収入が得られ、一般就労に必要な知識や能力が得られるよう、就労移行支援・就労選択支援・就労継続支援を活用した福祉的就労を推進します。

施 策	施策の内容
①障害者就労施設等の支援	◇福祉的就労の場の確保に向け、既存施設の拡充を図るとともに、近隣市町村と連携を図ります。 ◇障がい者の経済的自立を支援するため、障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労支援事業所等からの物品・役務の調達を推進します。また、調達につながるよう、近隣市町村の取組をお伝えするなど、積極的に情報提供します。

基本目標5 安心して暮らすことのできるまち【生活環境】

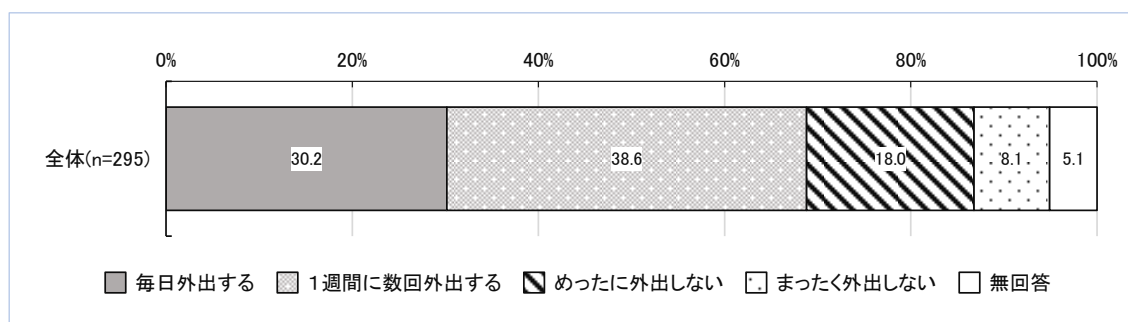
1 福祉のまちづくりの推進

現状と課題

障がい者や高齢者等が安心して快適に生活できる環境とは、あらゆる人にとって、安全性、利便性、快適性が確保されていることであり、そういった環境づくりを目的とした「福祉のまちづくり」が推進されています。

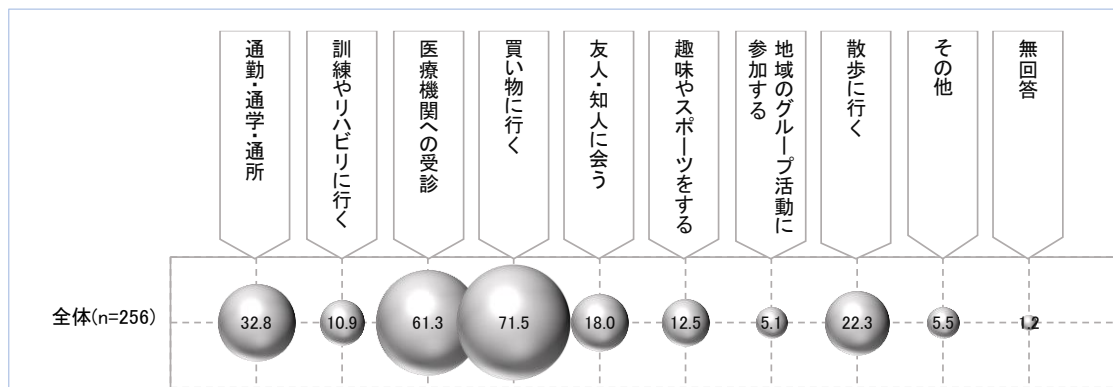
障がい福祉に関するアンケート調査によると、外出の頻度については、「1週間に数回外出する」が38.6%と最も高く、次いで「毎日外出する」(30.2%)、「めったに外出しない」(18.0%)、「まったく外出しない」(8.1%)の順となっています。

【外出の頻度】



外出の目的については、「買い物に行く」が71.5%と最も高く、次いで「医療機関への受診」(61.3%)、「通勤・通学・通所」(32.8%)、「散歩に行く」(22.3%)等の順となっています。

【外出の目的】



障がい者の円滑な行動に必要となる道路や公共交通機関の設備や環境を整えていくため、町内の実態を把握しながら計画的・段階的にバリアフリーのまちづくりを推進していくことが重要です。

また、建築物のバリアフリー化に関しては、「改正バリアフリー法」や県の「福祉のまちづくり条例」、「あおもりユニバーサルデザイン推進基本方針」の理念や具体的対策などの普及・啓発に取り組むとともに、特に公共性・公益性の高い建築物に関しては、県の関係機関との連携のもと、法の水準を満たすよう所有者の理解・協力を求めていく必要があります。

さらに、障がい者が地域で安心して暮らし、積極的に社会参加していくことができる環境づくりの推進にあたっては、ハード面のみならず、ソフト面のバリアフリー化に向けたアプローチが必要です。

今後は、年齢・性別・国籍・障害の有無など人々が持つさまざまな違いを越えて、誰もが利用しやすいように配慮した施設や設備の整備などを推進するため、「ユニバーサルデザイン」の考えに基づいた総合的かつ効果的な福祉のまちづくりの推進を図ることが求められています。

これからの取組

(1) バリアフリーの推進

今後のまちづくりにあたっては、さまざまな障がいのある人や加齢により身体機能の低下した人などが、生き生きと生活できるまちこそが、すべての人にとって、やさしく暮らしやすいまちであるとの観点に立ち、障がいのある人や高齢者、子ども等すべての人が家庭や地域で共に暮らし、安心して生活することができる社会をつくるという「ノーマライゼーション」の理念に基づき、既存の町の施設の計画的なバリアフリー化やすべての人が使いやすいユニバーサルデザイン化を推進することが必要です。

施策	施策の内容
①公共的建築物のバリアフリー化	◇不特定多数の人々が利用する建築物で新築されるものについては、ハートビル法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）にもとづき、その精神の普及を図ります。 ◇公共施設などに点字表示や案内表示など使いやすくする改修の手法や建築の計画を進めます。
②公園のユニバーサルデザイン化	◇誰もがふれあい・交流ができる機会（場）として、都市公園施設長寿命化計画に基づく公園整備を推進し、障害のある人も利用しやすい施設も視野に入れた公園整備を図ります。

(2) 住宅の整備

障がいのある人が地域のなかで安心して生活できるように、障がいのある人の日常生活に配慮した住宅の整備を促進します。

施策	施策の内容
①町営住宅の整備	◇町営住宅の新設の際には、住宅内部の段差の解消等バリアフリー化を推進し、身体機能の低下に配慮した長寿社会対応仕様の誰もが住みやすい住宅を企画します。

2 移動・交通対策の推進

現状と課題

障がい者が地域で孤立することなく、その人らしく生活するためには、移動手段の確保と外出のための移動支援の充実を図る必要があります。移動手段を確保することによって、障がい者は外出に対する抵抗感が少なくなり、日常生活の行動範囲が飛躍的に拡大します。それは、障がい者の自立した生活を容易にするとともに、積極的な社会参加にもつながります。

障がい福祉に関するアンケート調査によると、外出する時に困ることについては、「公共交通機関が少ない（ない）」が29.7%と最も高く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」（23.8%）、

「外出にお金がかかる」(22.3%)、「道路や駅に階段や段差が多い」(15.6%)等の順となっています。

【外出する時に困ること】



外出支援については、サービスの充実の他に、障がい者が安全かつ身体的負担の少ない方法で移動できるような障がい種別に合った個別の対応と同時に、町民が障がい者の気持ちを傷つけない配慮や思いやりを持って接することが求められます。

また、交通事故に遭わないよう、安全でより快適な道路空間の整備が望まれています。特に交通弱者の障がい者や高齢者にとって利用しやすい歩道の整備が求められています。

町では、歩道等の道路環境について整備を進めていますが、点字ブロックの未整備箇所や障がい者の利便性に配慮されていない交差点など、まだ整備が不十分なことから、日常的な点検により安心して移動できる環境づくりを推進する必要があります。

これからの取組

障がいのある人が健康で生きがいを持って生活していくためには、外出の機会を増やすことが重要です。障がいのある人が行きたい所へスムーズに行ける公共交通機関、道路等の整備に取り組めます。

施策	施策の内容
①公共交通機関の整備	◇交通事業者に依頼を継続し、車いす対応の低床化されたバス車両の導入を促進します。
②外出機会の推進	◇障害者手帳保持者に対するタクシー運賃の割引の活用を推進します。
③道路・歩道等の整備	◇歩道の拡幅、段差の解消、交差点の改良等を関係機関との連携のもとに進めます。 ◇車いす使用者用駐車スペースの確保、障がい者用トイレの設置を計画的に進めます。 ◇障がいのある人の通行の妨げとなる歩道にはみだした商品、看板及び放置自転車等の除去をめざした啓発を関係機関と連携して進めます。

3 防災・防犯対策の推進

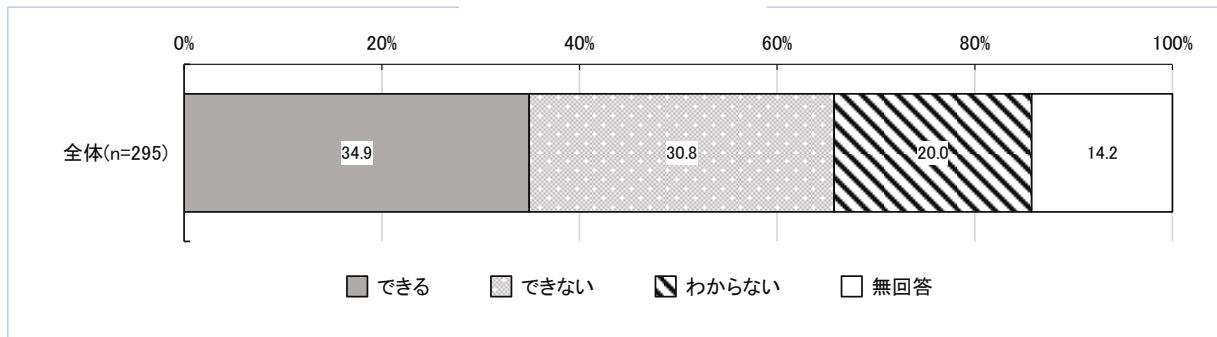
現状と課題

地震災害をはじめ、台風や集中豪雨による土砂災害、河川決壊等、大規模災害が全国各地で発生しています。各災害の検証によると、犠牲者の多くは高齢者が占め、また、障がい者の死亡率も高くなっているなど、避難行動要支援者における被害の大きさが報告されています。

障がい者が安心して地域で生活するためには、火災や地震等の災害が発生した時において、情報の伝達や避難誘導等を迅速かつ的確に行い、被災の影響を最小限にとどめるとともに、避難先での生活についても個々の状態に応じた配慮が必要です。

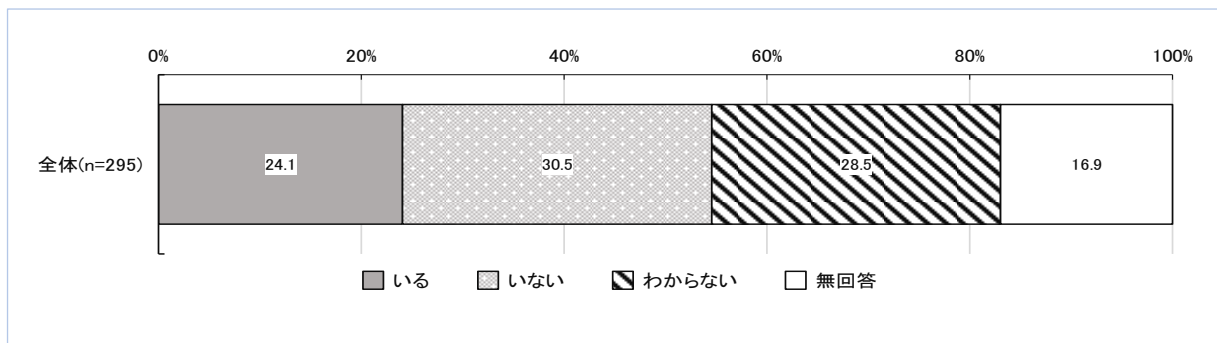
障がい福祉に関するアンケート調査によると、災害時に一人で避難できるかについては、「できる」が34.9%、「できない」が30.8%、「わからない」が20.0%となっています。

【一人で避難できるか】



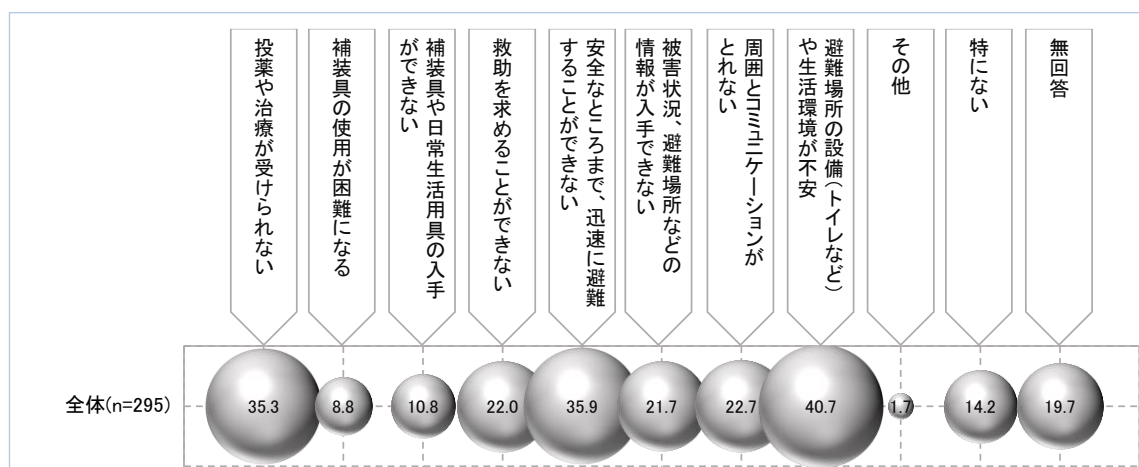
また、近所に助けしてくれる人がいるかについては、「いる」が24.1%、「いない」が30.5%、「わからない」が28.5%となっています。

【助けてくれる人の有無】



災害時に困ることについては、「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」が40.7%と最も高く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」(35.9%)、「投棄や治療が受けられない」(35.3%)、「周囲とコミュニケーションがとれない」(22.7%)となっています。

【災害時に困ること】



本町では、「六戸町地域防災計画」に基づき、自主防災組織の育成や活動の充実、情報伝達のための環境づくり、防災訓練の実施など、必要な基盤整備に努めています。

今後も、引き続き災害時における情報伝達体制の整備充実を図るとともに、避難行動要支援者の把握と個別避難計画の作成に努め、町民の自助・共助の意識高揚のため、自主防災組織や町内会等自治組織など、地域で避難行動要支援者を支える協力団体の増加に取り組む必要があります。

犯罪は女性や子どもなど弱者が狙われることが多く、高齢者や障がい者も例外ではありません。障がい者や高齢者などが詐欺などの犯罪被害に遭うことを防止するためには、障がい者自身が防犯知識を身につけ、防犯意識を高めることも必要ですが、地域住民による見守り、声かけを行うなど、地域ぐるみで防犯対策を推進し、関係機関及び関係団体等との連携強化を図り、情報提供などの犯罪被害の発生を未然に防ぐ防犯対策が必要となります。

これからの取組

(1) 防災・防犯意識の高揚

障がいのある人が安心して暮らせる社会を実現するため、障がい者はもとより関係団体、住民等の連携による防災・防犯意識の高揚を図り、障がいのある人の状況、特性等に応じた防災・防犯対策が的確に講じられるよう、支援体制を整備します。

施策	施策の内容
① 防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 講習会や防災展などの実施を通じて、障がい者を含めた地域住民の防災意識の向上を図ります。 ◇ 自主防災組織設立に向け啓発に努めます。 ◇ 救急知識の普及・啓発のため、町民、事業所、各種団体に対して、各関係機関と連携して救命講習会等を開催します。 ◇ 障がいのある人を災害から守るための防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域や社会福祉施設等において、適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導します。

施 策	施策の内容
	◇個別避難計画作成をはじめ、各関係機関と連携し防災知識の普及に努めます。
②防犯体制の充実	◇悪質商法などによる障がい者の被害を未然に防止するための消費者教育、情報提供体制の強化を消費生活センターとの連携により進めます。 ◇障がいのある人が消費者被害に遭わないようにするための消費生活相談などの支援体制を充実します。

(2) 緊急時の情報提供・通信体制の整備

障がい者を犯罪や災害から守るため、地域の防犯・防災ネットワークづくりや緊急通報システムの拡充など、安全な暮らしを確保するための基盤づくりを推進します。

施 策	施策の内容
①災害情報提供体制の整備	◇各種防災関係機関との密接な連携を図りながら、連絡調整・役割分担のあり方について検討し、体制整備を進めます。
②緊急時の通信体制の整備	◇障がいのある人自身の能力に配慮した防災アプリ・タブレット(戸別受信機)の活用とともに、緊急通報システム等の通報を確保し、緊急時の対応を図ります。

基本目標6 ふれあいと理解とコミュニケーション【啓発・広報】

1 啓発・広報活動の促進

現状と課題

障がい者を含む全ての人々にとって、住み良い平等な社会づくりを進めてゆくためには、地域社会を構成する全ての人々が障がい及び障がい者に対して十分な理解をし、配慮していくことが必要です。

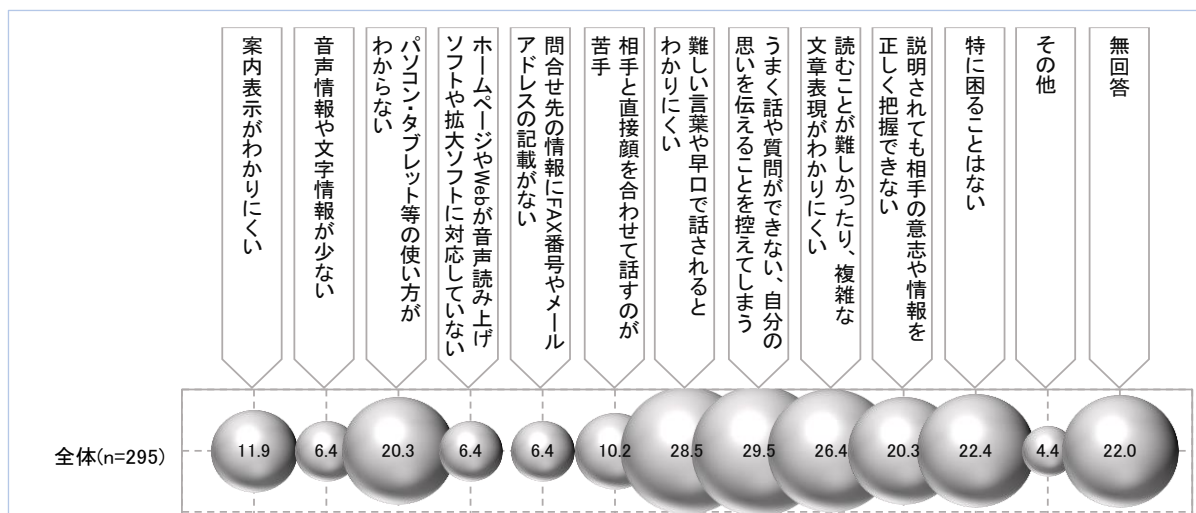
障がい福祉に関するアンケート調査によると、障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手先については、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が35.3%と最も高く、次いで「家族や親せき、友人・知人」(29.5%)、「サービス事業所の人や施設職員」(21.0%)「行政機関の広報誌」(19.0%)等の順となっています。

【情報の入手先】



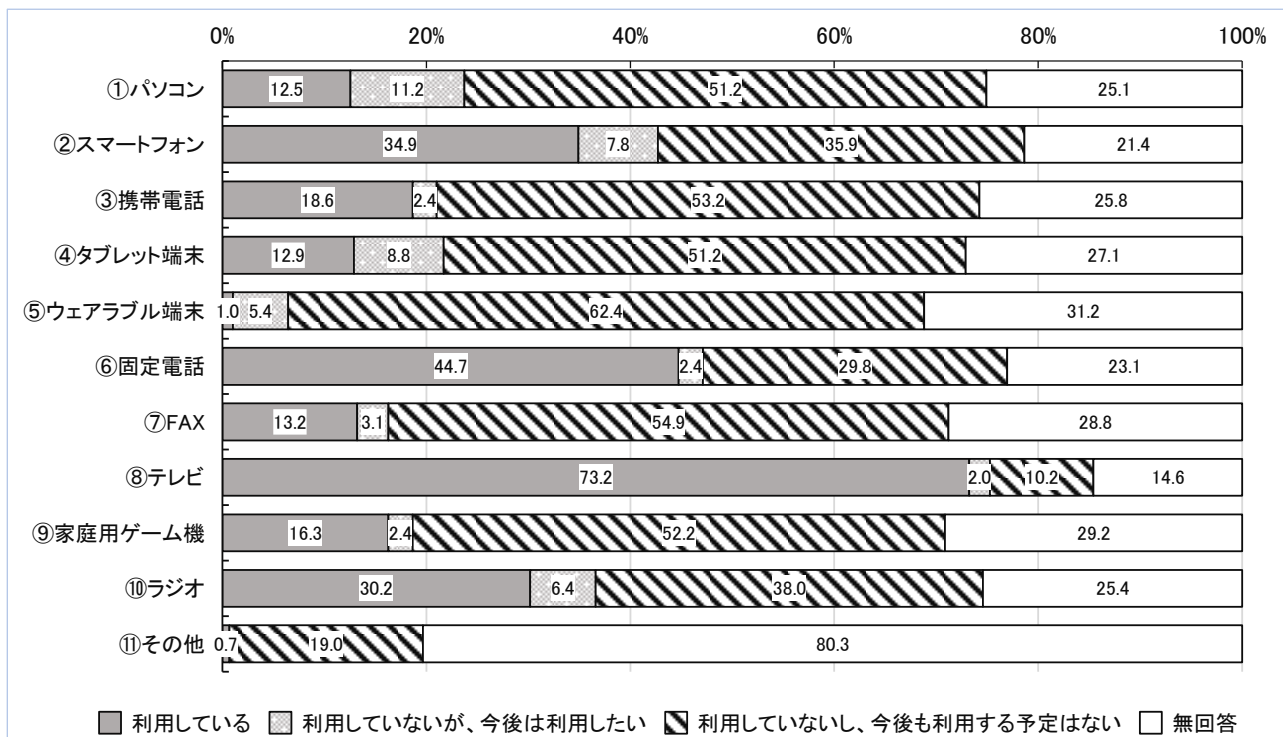
情報を入力したりコミュニケーションをとるうえで困ることについては、「うまく話や質問ができない、自分の思いを伝えることを控えてしまう」が29.5%と最も高く、次いで「難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい」(28.5%)、「読むことが難しかったり、複雑な文章表現がわかりにくい」(26.4%)、「特に困ることはない」(22.4%)等の順となっています。

【情報を入力したりコミュニケーションをとるうえで困ること】



情報通信機器の利用状況については、「利用している」では、⑧テレビが73.2%と最も高く、次いで⑥固定電話(44.7%)、②スマートフォン(34.9%)等の順となっています。「利用していないが、今後は利用したい」では、①パソコンが11.2%と最も高く、次いで④タブレット端末(8.8%)、②スマートフォン(7.8%)等の順となっています。「利用していないし、今後も利用する予定はない」では、⑤ウェアラブル端末が62.4%と最も高く、次いで⑦FAX(54.9%)、③携帯電話(53.2%)等の順となっています。

【情報通信機器の利用状況】



町では、障がい及び障がい者の理解促進を図るため、パンフレットやホームページを活用して、啓発・広報活動を展開していますが、さらに、啓発・広報活動を推進して行く必要があります。

併せて、町民が障がいや障がい者に対して正しく理解し、共生のまちづくりを進めていくためには、幼少時からの教育が重要であり、小・中学校等の学校教育において、障がい及び障がいのある人への理解を深める教育を積極的に推進する必要があります。

また、地域住民においても生涯学習や交流体験などの障がい者に対する理解を促進する場を通じて、障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を養うことで、地域住民に福祉のこころを広げていくなど、生涯にわたっての啓発が可能な地盤を作り上げることが必要です。

これからの取組

(1) 障がい者の理解の促進

ノーマライゼーション社会の実現のため、障がいの理解につながる広報・啓発活動を推進し、町民一人ひとりの責任ある役割と自覚を促進していきます。

施策	施策の内容
① 広報・啓発活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 障がい者に関連する情報を定期的に広報紙及びホームページに掲載して、障がい者の理解の促進を図ります。 ◇ 各種行事に、町民、障がい者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進します。 ◇ 障がい当事者団体による障がいや障がいのある人に関する啓発、普及活動を支援します。

(2) 体験・交流事業の推進

あたたかい心の醸成を図るため、より多くの町民と障がいのある人がふれあう機会を持ち、障がいのある人となない人、障がいのある人同士の交流を促進します。

施策	施策の内容
① 交流・ふれあい活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 種々の行事の場において、交流・ふれあい活動の推進のため、主催団体への支援や参加者への啓発に努めます。 ◇ 各種イベントや講座などは、障がいのある人も参加することを前提とした配慮をし、障がいのある人となない人の交流を図ります。 ◇ 障がいのある人同士の交流事業に必要な支援を行います。

(3) 福祉教育の推進

認定こども園や学校の全ての過程において、継続して障がい者について正しい理解を促すための体験学習や交流学習の充実に努めます。

施策	施策の内容
① 福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 小・中学校の通常学級と特別支援学級及び特別支援学校の交流を積極的に推進する教育課程を各校で編成するよう働きかけます。交流が難しい児童・生徒については、その子に応じた働きかけや支援により、段階的に交流できるようにしていきます。
② 生涯学習による福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 町社会福祉協議会等と連携して児童生徒が可能な体験学習について協議し、体験学習の機会を拡充していきます。 ◇ 地域及び各職場等で障がい及び障がいのある人への理解が深まるよう啓発活動を促進します。

(4) 交流教育の推進

障がいのある児童生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や人間性をはぐくむために、小・中学校及び高等学校の児童・生徒や地域の人々と活動を共にする交流教育の推進を図ります。

施策	施策の内容
①小・中学校児童生徒や地域との交流の促進	◇障がいをもつ人たちの正しい理解と認識を深めるために、社会福祉施設（デイサービスセンター等）と児童生徒との交流が図られるよう努めます。 ◇社会福祉施設等の行事に、児童生徒のほか、地域の町民も交えた交流を支援・推進します。
②キャップ・ハンディ体験会	◇町社会福祉協議会と連携し、多くの児童生徒が体験を通して、障がいと障がい者についての理解を深め、共生社会を実現できるようにしていきます。

2 ボランティア活動の推進

現状と課題

ボランティア活動は個人の自発的な意思に基づく自主的な活動であり、活動者個人の自己実現への欲求や社会参加意欲が充足されるだけでなく、社会においてはその活動の広がりによって、社会貢献、福祉活動等への関心が高まり、様々な構成員がともに支え合い、交流する地域社会づくりが進むなど、大きな意義を持っています。そして、活動は、障害者への支援や社会参加の支えになるだけでなく、町民が障がいや障がい者を理解し、障がい者を特別に意識することなく普通に接することや日常の中で手助けできる実践力等を身に付けることに役立ちます。

また、今後、ボランティアに対するニーズも障がい者個々の状況に応じて多種多様になることが予想されることから、障がい者のニーズに応じた活動が展開できるよう、町社会福祉協議会や関連団体を中心に、ボランティア養成の充実を図るとともに、ボランティア活動に対する支援を強化していく必要があります。

さらに、障がい者自らがボランティア活動に参加していくことが、障がい者の社会参加を促進する上で大切となるため、ボランティア活動において、障がい者自身が参加できる環境づくりを進めていくことも必要です。

これからの取組

ボランティア活動を体験することは、さまざまな人との交流を通して、相互に理解を深めることができます。障がいのある人に対するボランティア活動は、障がいのある人のことをより深く理解することができるよい機会ともなります。

施策	施策の内容
①ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none">◇点訳奉仕員、朗読奉仕員、手話奉仕員、要約筆記奉仕員など福祉ボランティアの育成を進めます。◇町社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動の場の開発とコーディネートを促進します。
②ボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none">◇児童生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。◇町ホームページを通じボランティア活動状況などの情報を随時提供します。

基本目標7 差別の解消及び権利擁護【人権】

1 障がい者を理由とする差別の解消の推進

現状と課題

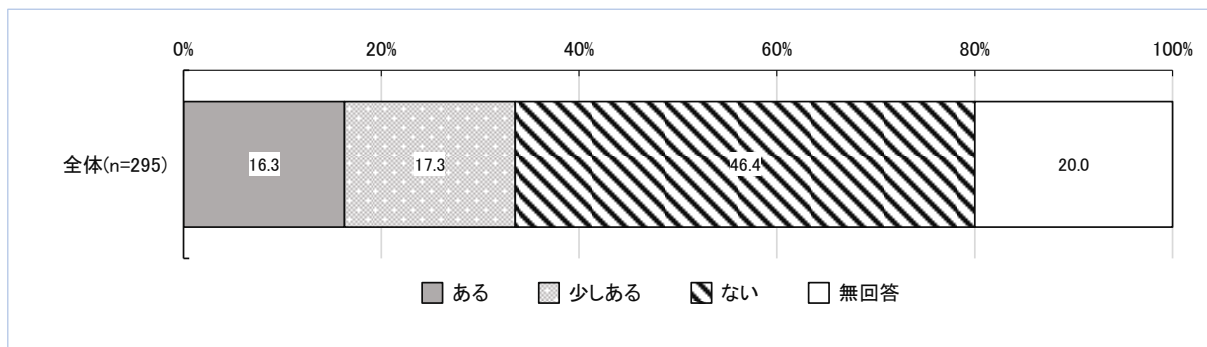
国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、障害者差別解消法（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）に基づき、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消が推進されています。

そして、令和3年5月、事業者の合理的配慮の提供を義務付けることを主な内容とする「障害者差別解消法」の改正法が公布され、令和6年4月に施行されることとなっています。

このため、障がいのある人に対する「不当な差別的取扱い」「合理的配慮の不提供」をなくし、すべての町民が暮らしやすい社会づくりを進めていく必要があります。

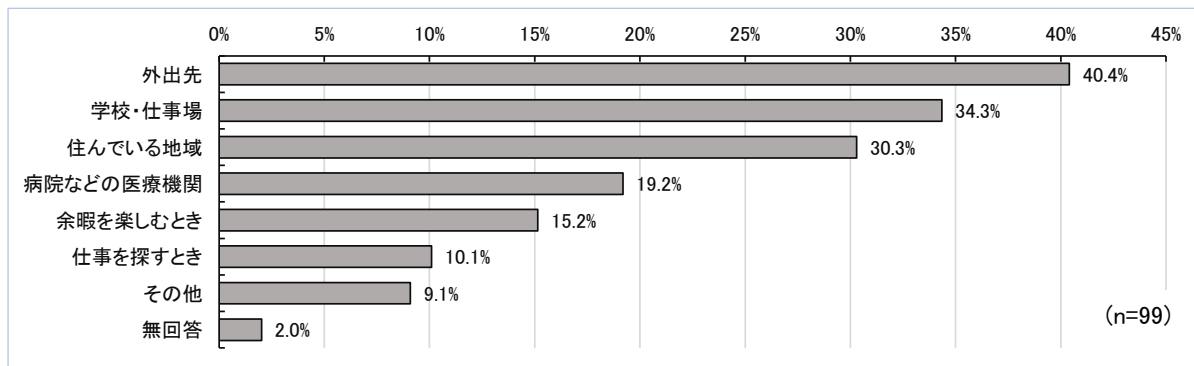
障がい福祉に関するアンケート調査によると、障がいがあることで、差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかについては、「ある」が16.3%、「少しある」が17.3%、「ない」が46.4%となっています。

【差別や嫌な思いをする（した）ことがあるか】



また、どのような場所で差別や嫌な思いをしたかについては、「外出先」が40.4%と最も高く、次いで「学校・仕事場」(34.3%)、「住んでいる地域」(30.3%)、「病院などの医療機関」(19.2%)等の順となっています。

【差別や嫌な思いをする（した）ことがある場所】



町では、パンフレットやホームページ活用して、広報・啓発活動を進めてきましたが、障がい者はいまだに差別、偏見や疎外感を感じている状況にあることから、行政の側から差別等の解消に向けて多様な配慮を促すなどの対策を講じる必要があります。

これからの取組

国や県と連携し、障がい者への差別解消に関する啓発に努めるとともに、社会の中にあるバリアを取り除くために、必要かつ合理的な配慮（負担が重すぎない範囲で対応すること）を行い、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

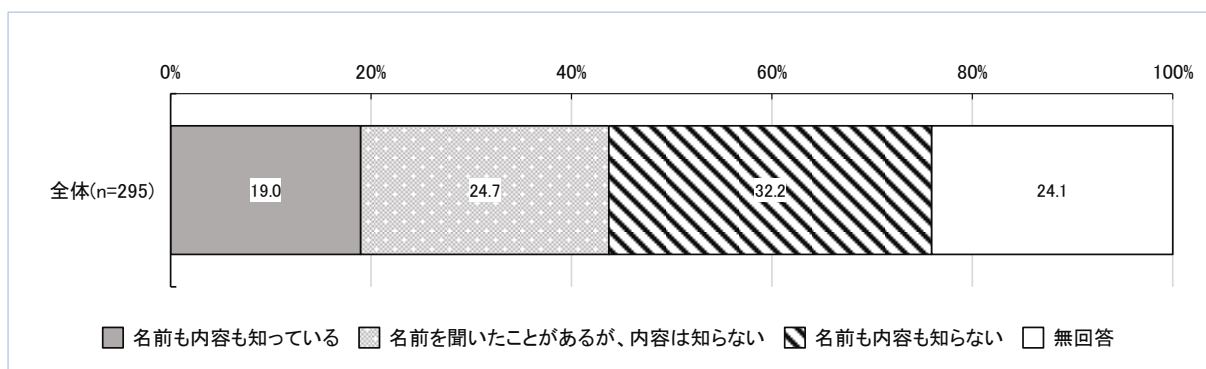
施策	施策の内容
①障がいを理由とする差別の解消の推進	◇ホームページやパンフレットを活用し、「障害者差別解消法」の改正法の周知を図ります。 ◇国や県と連携し、障がい者への差別解消に関する相談支援体制の充実に努めます。

2 権利擁護の推進

現状と課題

判断能力やコミュニケーション能力に障がいがある知的・精神障害者や認知症高齢者は、財産管理や生活上のさまざまな権利侵害を受けることが想定されるため、これらの障がい者の権利や財産などを守る取組が必要です。このような障がい者等の財産や権利を守るための制度として、「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」がありますが、障がい者にはこれらの関連制度についての認知度はまだ低く、利用者も少ない状況にあります。

今後、高齢化の進行とともに一人暮らしの障がい者等がさらに増加していくことや、障がい者の地域生活への移行が進むことも見据えて、権利擁護及び財産管理支援は必要不可欠なことから、権利擁護にかかわる制度を広く周知するとともに、より利用しやすいネットワークに取り組むことが必要です。



障がい福祉に関するアンケート調査によると、成年後見制度については、「名前も内容も知っている」が19.0%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」24.7%、「名前も内容も知らない」32.2%となっています。

また、障害者虐待防止法（「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）では、障がい者への暴力や正当な理由のない拘束、財産の不当処分などを禁じ、家庭や福祉施設、職場で虐待行為を見つけた人には通報を義務づけています。

本町では、役場福祉課内に「六戸町虐待防止センター」を設置し、虐待に関する通報、相談、指導等の業務を行っています。

今後も、家庭、障害者福祉施設、職場において虐待を見つけた人には市町村等に通報の義務があることや、早期発見、早期通報と相談が虐待の深刻化を防ぐことにつながることの周知・啓発を行い、障がいのある人が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現を図る必要があります。

ヤングケアラーは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものことを指しますが、具体的には、障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている、障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている、目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている、障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしているなどのケースが挙げられます。

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっていることが多くあります。支援がない場合、子どもの心身や発達に悪影響を及ぼす危険性が高いと思われます。

これからの取組

(1) 権利擁護の推進

権利が侵害されやすい障がい者が安心して生活することができるよう、障がい者の基本的権利を擁護する支援体制の整備に努めます。

施策	施策の内容
①権利擁護体制の整備	<p>◇ホームページやパンフレットを活用し、日常生活自立支援事業、成年後見制度など障がい者の権利を守る制度の情報提供に努めます。</p> <p>◇六戸町成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度等を活用し、積極的に障がい者の権利を守るよう努めます。また、福祉サービスの利用に関しては契約の必要があるため、成年後見制度により円滑に利用できるよう努めます。経済的に成年後見制度の利用が困難な場合についても、だれでも利用できるよう支援します。</p>

(2) 虐待の早期発見と防止

虐待防止の環境づくりと専門相談など障害者の基本的権利を擁護する支援体制の整備、ヤングケアラーの発見と早期支援に努めます。

施策	施策の内容
①虐待の防止	<p>◇ホームページやパンフレットを活用し、障害者虐待防止法の周知を図ります。</p> <p>◇障害者虐待防止法の内容や虐待発見者の通報義務、町の虐待防止相談窓口等について広く周知に努めるとともに、虐待防止の啓発を図ります。</p> <p>◇虐待に関する通報を受けた場合には、障害者虐待防止法に基づき、家庭や施設・職場などに調査・指導等を行うなど適切な対応に努めます。</p>

施 策	施策の内容
②ヤングケアラーの発見と早期の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇多様な視点からのヤングケアラーの発見・把握に努めます。 ◇町・多くの機関・専門職等と連携を図って、支援活動に取り組むことができるよう体制づくりを検討します。 ◇困難や支援の必要度の小さいうちに支援を行い、困難が大きくなるのを予防します。

基本目標8 情報のバリアフリー化【情報】

1 情報アクセシビリティの向上

現状と課題

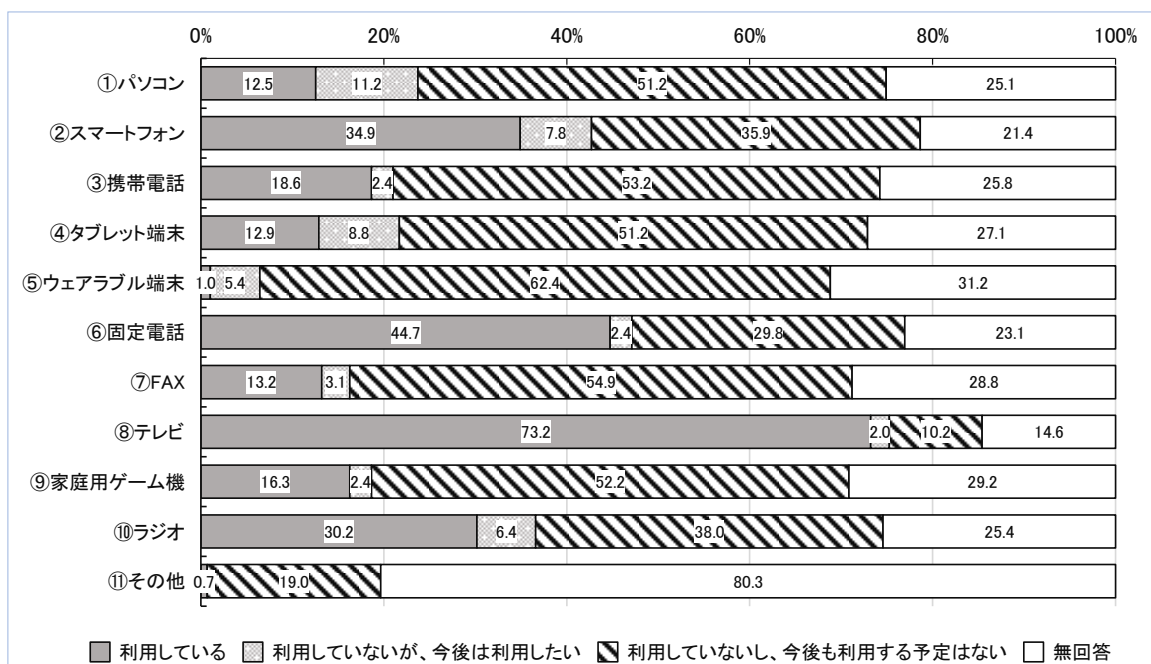
全ての障がい者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得し、利用し、円滑に意思疎通を図ることができることが重要です。

そのため、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」）が令和4年5月25日に公布・施行されました。

ICT（情報通信技術）の急速な発達とともに、パソコン（インターネット）や携帯電話の普及が急速に進み、情報取得の手段やコミュニケーションをとるツールとして幅広く利用されるようになってきています。

障がい福祉に関するアンケート調査によると、情報通信機器の利用状況については、「利用している」では、⑧テレビが73.2%と最も高く、次いで⑥固定電話（44.7%）、②スマートフォン（34.9%）等の順となっています。「利用していないが、今後は利用したい」では、①パソコンが11.2%と最も高く、次いで④タブレット端末（8.8%）、②スマートフォン（7.8%）等の順となっています。

【情報通信機器の利用状況】



しかし、ICTの急速な進展は、日常生活に利便性をもたらす一方で、情報機器の利用機会及び活用能力による格差（デジタル・デバイド）という新たな問題を発生させています。

行動の制約を伴う障がい者にとって、ホームページやメールは非常に有効な情報収集・コミュニケーションの手段となることから、障がい等によって情報通信機器の利用機会に格差が生じないように配慮し、情報のバリアフリー化の推進に努める必要があります。

その他、障がいのために意思疎通を図ることが困難な、視覚障がい者や聴覚障がい者の自立と社会参加を進めるためには、コミュニケーションにおける支援も重要です。

これからの取組

(1) 情報提供の充実

障がいのある人のICT技術の向上を図ることなどにより情報のバリアフリー化を推進します。

施 策	施策の内容
①情報のバリアフリー化の促進	<p>◇現行ホームページのWEBアクセシビリティ対応レベルが低いレベルにあるため、誰にでも分かりやすいホームページにリニューアルして、それを活用した広報活動を推進します。</p> <p>◇さまざまな媒体や機会を通じて積極的に情報提供していくとともに、情報格差に配慮しつつ、パソコン、携帯電話などの活用による情報提供を推進します。</p>

(2) コミュニケーション支援の充実

日常生活における情報の収集を支援するとともに、役場窓口においても、分かりやすい説明や表現を心がけ、町民が必要とする情報や福祉サービスにつながるよう支援します。

施 策	施策の内容
①コミュニケーション支援の充実	<p>◇三沢市、おいらせ町、六ヶ所村と共同で手話奉仕員養成講座を実施して手話奉仕員を養成しており、ろうあ協会等と連携し、手話奉仕員として活動できるよう支援します。</p> <p>◇障がい者が参加するイベント等において、ニーズの把握や主催者の意向確認のうえ手話通訳者の派遣を支援します。</p>

基本目標9 心豊かに充実した暮らし【スポーツ・芸術・協働】

1 スポーツ・レクリエーション、文化芸術活動の促進

現状と課題

文化芸術は、これを創造し、又は享受する者の障がいの有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものです。文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障がい者による文化芸術活動の推進に関し、障害者文化芸術活動推進法（「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」）により、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることが求められています。

また、スポーツ・レクリエーション、文化芸術活動を通じて、障がいのある人とない人とが共に活動することは、地域の人々の障がい者に対する理解を得る機会としても重要な役割を果たします。障がいの種別、程度に関わらず、誰もが気軽にスポーツや文化活動、レクリエーション活動に参加できるような機会の拡大を図り、障がい者が参加しやすい環境を整えるとともに、障がい者に対して各種活動に関する啓発・広報活動を行っていく必要があります。

これからの取組

(1) スポーツ・レクリエーション活動の充実

障がいのある人のスポーツ・レクリエーション、障がいのある人を含めた町民が一体となったスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

施策	施策の内容
①スポーツ・レクリエーション活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇既存体育施設は、公共施設等総合管理計画に基づき、障がいのある人の利用しやすいようにバリアフリー化を推進します。 ◇各種障がい者スポーツ・レクリエーション大会を支援するとともに、参加機会を拡充します。 ◇障がいのある人の楽しめるスポーツの振興を他のイベント等と共同で実施するなど、実施方法を工夫していきます。 ◇各種スポーツ大会の開催、スポーツ・レクリエーション教室の開催等、生涯を通じてできるスポーツの振興を図ります。

(2) 文化活動の充実

文化活動等による交流は、障がいのある人の社会参加やリハビリテーションにも有効であり、またノーマライゼーション理念を広く浸透させるためにも重要です。

障がいの種別を越えた連帯やさまざまな人との交流を一層深め、社会参加を通じた生活の質（QOL）の向上を図るとともに、当事者の自己実現を図れるよう条件整備に努めます。

施策	施策の内容
①文化活動の推進	◇各種の催しにおいて、車いすスペースの確保など、障がい者に配慮した運営を主催者などに呼びかけます。

施策	施策の内容
	◇作品展示の機会を充実させ、障がい者の意欲を高めていくよう支援します。また、県で実施しているイベントへ積極的に参加を周知します。

2 住民をはじめ多様な主体との協働

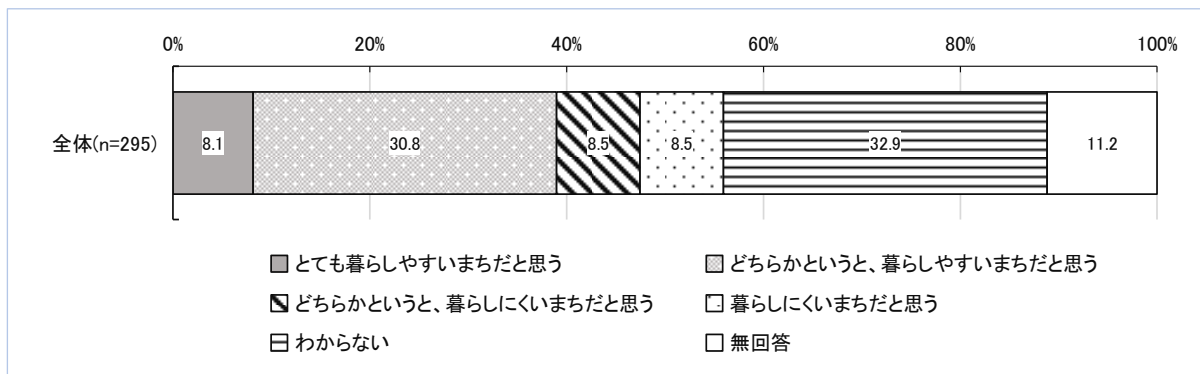
現状と課題

少子高齢社会の一層の進展、さらにはデジタル化及びグローバル化が急速に進展しており、町民ニーズや地域課題はますます複雑化・多様化しています。それとともに、社会全体で対応すべき「公共」の分野が、これまで以上に拡大していくなど、本町を取り巻く状況は大きく変化してきました。

地域において、障がい者支援や困難を抱える人のさまざまな課題が発生・複合化している中、地域共生社会を確立していくためには、ボランティアやNPOをはじめとする住民活動団体等は、「公共」の新しい担い手として、これらの課題に行政と一緒に、あるいは行政とは違う立場で取組を進めている状況も見られます。

その個別性や専門性、迅速性、当事者性などの特性を活かして地域課題や社会課題の解決を担うことで、住民活動団体等はこれまで以上に重要な存在と認識されるようになってきました。

障がい福祉に関するアンケート調査によると、六戸町は暮らしやすいと思うかについては、「わからない」が32.9%と最も高く、次いで「どちらかという、暮らしやすい町だと思う」(30.8%)、「どちらかという、暮らしにくいまちだと思う」「暮らしにくいまちだと思う」(それぞれ8.5%)、「とても暮らしやすいまちだと思う」(8.1%)の順となっています。



これからの取組

(1) さまざまな団体・個人とのブリッジ的な連携

行政は、公共サービスの提供など本来の責任を果たすことと同時に、町外も含めた様々な団体・個人とのブリッジ的な連携を進め、地域課題の解決や障がい者支援、困難を抱える人の支援等に取り組むこと、また、これらの活動がより進展するような効果的土壌づくりを行っていきます。

施策	施策の内容
①コーディネートや土壌づくり	◇「住民をはじめ多様な主体による協働」を進めるため、行政は、そのコーディネートや土壌づくりのための条件整備を行います。



障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障害者施策の基本理念

障がいの有無にかかわらず共にあゆむ社会をめざす「ノーマライゼーション」と、障がいがあるために人間的な生活条件から疎外されている方の社会復帰や社会参加をめざす「リハビリテーション」を本計画の基本理念とします。

■「ノーマライゼーション」

一般的には、障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方をいいます。

■「リハビリテーション」

一般的には、「障がいのある人の機能回復のための訓練」と考えられていますが、広くは「人間らしく生きる権利」（全人間的復権）を意味します。

■「誰も取り残さない地域共生社会」

誰も取り残さないは、SDGsの基本的な考え方であり、地域共生社会は、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを豊かにしていく地域をともに創っていく社会をめざすものです。

《六戸町障害者施策の基本理念》

ノーマライゼーション
・リハビリテーション
～誰も取り残さない地域共生社会をめざして～

第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の目標及び見込量

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

第6期障害福祉計画では、令和元年度末時点の施設入所者のうち令和5年度末までの地域生活への移行者を2人としていました。

令和4年度末までの退所者は1人となっています。

国の基本指針では、「福祉施設入所者の地域生活への移行」について、「令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減すること」と、「令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行すること」を目標に掲げています。

本町では、令和8年度末までに施設入所者数の削減目標を2人、入所施設から地域生活に移行する人数の目標を2人と設定します。

■福祉施設入所者の地域生活への移行

	令和4年度末(a)	令和8年度末(b)	削減見込	削減率
① 施設入所者数	18	16	2	11.1%

	令和4年度末	令和8年度末	(参考) a*6%
②計画期間内における地域生活への移行者数	1	2	1.1

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう支援するため保健、医療及び福祉関係者による協議の場を開催し、目標設定及び評価の実施をすることが国の基本指針として掲げられています。

本町では、地域の実情や県、近隣市町の動向をみながら、協議の場を設置する必要性を検討します。

■精神障がい者の利用者数

(単位:人)

	令和3年 実績	令和4年 実績	令和5年 推計	令和6年 推計	令和7年 推計	令和8年 推計
	(令和4年 3月)	(令和5年 3月)	(令和6年 3月)	(令和7年 3月)	(令和8年 3月)	(令和9年 3月)
地域移行支援	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	1	1	1	1	1	1
共同生活援助	8	9	9	9	9	9
自立生活援助	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	1	2	2	2	2	2

3 地域生活支援の充実

地域生活支援の機能を強化するため、令和8年度末までにグループホーム又は障害者支援施設に付加した地域生活支援拠点等を各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討すること、強度行動障がい等を有する障がい者に関する支援ニーズの把握等による、地域の関係機関が連携した支援体制を整備することが国の基本指針として掲げられています。

本町では、地域の実情や県、近隣市町の動向をみながら、他市町村との共同設置を含め必要性を検討します。

国の基本指針(令和8年度末における目標値)

- ア 各市町村における地域生活支援拠点等の整備(複数市町村による共同整備を含む。)、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制・緊急時の連絡体制の構築
- イ 地域生活支援拠点等における支援の実績等を踏まえた運用状況の検証・検討(年1回以上)
- ウ 各市町村又は圏域における、強度行動障害等を有する障がい者に関する支援ニーズの把握等による、地域の関係機関が連携した支援体制の整備【新規】

4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針(令和8年度末における目標値)

- ア 福祉施設から一般就労への移行者数:令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上
- イ 就労移行支援事業所から一般就労への移行者数:令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上
- ウ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所全体の5割以上【新規】
- エ 就労継続支援A型事業所から一般就労への移行者数:令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上
- オ 就労継続支援B型事業所から一般就労への移行者数:令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上
- カ 就労定着支援事業の利用者数:令和3年度末実績の1.41倍以上
- キ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上

■本町の目標値

項目	目標	本町の考え方
福祉施設からの一般就労移行者数(A)	3人	令和3年度末の一般就労移行者0人に対し一般就労移行者数は概ね国の基本指針どおり(1.28倍)見込む
(A)のうち就労移行支援事業の利用者数	1人	令和3年度末の就労移行支援事業利用者2人に対し利用者数は概ね国の基本指針どおり(1.31倍)見込む
(A)のうち就労継続支援事業A型の利用者数	1人	令和3年度末の就労継続支援事業A型利用者5人に対し利用者数は概ね国の基本指針どおり(1.29倍)見込む
(A)のうち就労継続支援事業B型の利用者数	1人	令和3年度末の就労継続支援事業B型利用者34人に対し利用者数は概ね国の基本指針どおり(1.28倍)見込む
(A)のうち就労定着支援事業の利用者数	0人	令和3年度末の一般就労移行者数のうち就労定着支援事業利用者数0人に対し利用者数は概ね国の基本指針どおり(1.41倍)見込む

5 相談支援体制の充実・強化等

本町では、地域の相談支援事業者等との連携体制の確保に努め、相談支援体制の充実に努めます。

国の基本指針

ア 各市町村における基幹相談支援センターの設置(複数市町村による共同設置を含む。)等。

【新規】

イ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

6 障がい児支援の提供体制の整備

本町では、児童発達支援センターの設置、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について、地域の実情や県、近隣市町の動向をみながら、他市町村との共同設置を含め必要性を検討します。また、令和6年度から医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児とその家族に対する支援を進めていく予定です。そのほか、国では保育所等訪問支援を利用できる体制の構築についても掲げられています。本町では近隣市町村に保育所等訪問支援事業所があり利用できる体制が整備されていますが、より充実した体制の構築に努めます。

国の基本指針：

- ア 児童発達支援センター：各市町村又は各圏域に1か所以上に設置
- イ 全市町村における、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築
- ウ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所：各市町村又は圏域に1か所以上設置
- エ 県、各圏域、各市町村における医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等コーディネーターの配置

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質を向上させるため、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係市町村との共有が国の基本指針として掲げられています。

本町では、審査結果の分析や活用ができるように各種研修へ町職員が積極的に参加し、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築に努めます。

8 障害福祉サービス等の確保の方策及び見込量

計画期間内の障害福祉サービス等の見込量については、これまでのサービス利用実績や国が示した基本指針等を踏まえ、総合的に勘案し見込量を設定します。

(1) 訪問系サービス

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
①	居宅介護	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事など生活全般にわたる援助を行います。	介護保険事業との連携・調整を図り、在宅の重度障がい者と家族のため、障がい者専門ホームヘルパーを養成・確保し、サービス提供の時間帯の拡大など、需要に対応したサービスに努めます。
②	重度訪問介護	重度の障がいにより常時介護を要する障がい者に、居宅における入浴、排せつ及び食事の介護、外出時における移動の介護を総合的に提供します。	重度の障がいにより常時介護を要する障がい者が対象になるため事業者や派遣員の確保に努めます。
③	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等に、外出する際に必要な援助を行います。	視覚障がいの特性に応じたサービスが提供できるよう、事業者の確保に努めます。
④	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより常時介護を要する障がい者等に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護を行います。	知的障がい又は精神障がいの特性に応じたサービスが提供できるよう、事業者の確保に努めます。
⑤	重度障害者等包括支援	常時介護を必要とし、その介護の必要の程度が著しく高い障がい者等に、居宅介護等複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。	介護保険事業との連携・調整を図り、在宅の重度障がい者が包括的なサービスを受けられるよう、事業者の確保に努めます。

【サービス実績及び見込量】（1か月）

名称	単位	実績						見込		
		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績			
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	時間	117	96	130	76	130	64	64	56	56
重度障害者等 包括支援	人	9	12	10	9	10	8	8	7	7

（令和5年度は実績見込）

(2) 日中活動系サービス

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
①	生活介護	常時介護を要する障がい者に、主として昼間に障害者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他生活能力向上のために必要な援助を行います。	質の高い介護と日中活動の場を提供するため、事業者と連携してサービス提供体制の充実を図ります。
②	自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者を対象とした、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練を行います。	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等を図るため、一定の支援が必要な身体障がい者を対象とし支援します。
③	自立訓練 (生活訓練)	知的障がい又は精神障がいを有する障がい者に、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練等を行います。	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等を図るため、一定の支援が必要な知的障がい者又は精神障がい者を対象とし支援します。
④	就労選択 支援	障がいを持つ人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービス	強みや課題、就労に必要な配慮について、障がい者本人と支援側が共に整理・評価（就労アセスメント）することで、適切な一般就労や就労系障害福祉サービスにつなげます。
⑤	就労移行 支援	企業等への就職又は在宅での就労・起業を希望する65歳未満の障がい者に対し、一定期間にわたり、事業所内や企業における生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練を行います。	一般就労を希望し、知識、能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労が見込まれる方（65歳未満）を対象とし、企業等への就労や技術を取得し在宅で就労を希望する方などを支援します。

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
⑥	就労継続 支援 (A型)	①就労移行支援事業を利用しても企業等の雇用に結びつかなかった方 ②特別支援学校の卒業後、就職活動を行っても企業等の雇用に結びつかなかった方 ③就労経験があるが現に雇用関係の状態にない方 上記の①～③の方で65歳未満の障がい者に対し、事業所との雇用契約に基づく生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力向上に必要な訓練を行います。	就労機会の提供を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な方(65歳未満)を支援します。
⑦	就労継続 支援 (B型)	①企業等や就労継続支援事業(A型)での就労経験を持つものの年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方 ②就労移行支援事業を利用しても企業等や就労継続支援事業(A型)の雇用に結びつかなかった方 ③①、②に該当しないものの50歳に達している方又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業(A型)の利用が困難と判断された方に対し、雇用契約は結ばずに生産活動等の機会を提供します。	就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結び付かなかった障がい者や、一定年齢に達している障がい者などであって、就労の機会を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される方について支援します。
⑧	就労定着 支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者であって、就労に伴う生活面の課題が生じているものに、事業所・家族との連絡調整や、課題解決に向けて必要な支援を行います。	障がい者が安心して就労を継続できるよう、サービス提供事業所の確保に努めます。
⑨	療養介護	医療を要する障がい者であって常時介護を要するものに、主として昼間に病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。	質の高い機能訓練や日常生活の支援を行うため、事業者と連携してサービス提供体制の充実を図ります。
⑩	短期入所 (福祉型)	施設への短期間の入所により、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。	介護保険事業との連携・調整を図り、緊急ケースにも対応できるよう、入所施設の確保と充実を図ります。
⑪	短期入所 (医療型)		

【サービス実績及び見込量】（1か月）

名称	単位	実績						見込		
		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績			
生活介護	人日	500	533	520	591	520	546	546	567	567
	人	25	25	26	28	26	26	26	27	27
自立訓練 （機能訓練）	人日	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	人日	72	22	72	44	72	44	44	44	44
	人	4	2	4	2	4	2	2	2	2
就労選択 支援	人日	-	-	-	-	-	-	-	0	0
	人	-	-	-	-	-	-	-	0	0
就労移行 支援	人日	28	12	42	0	42	6	6	6	6
	人	2	2	3	0	4	1	1	1	1
就労継続 支援 （A型）	人日	95	104	114	144	114	160	160	160	180
	人	5	5	6	7	6	8	8	8	9
就労継続 支援 （B型）	人日	504	678	504	589	504	640	640	660	660
	人	28	34	28	640	28	32	32	33	33
就労定着 支援	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
療養介護	人	2	2	2	2	2	2	2	2	2
短期入所 （福祉型）	人日	34	0	51	2	51	5	5	10	10
	人	2	0	3	1	3	1	1	2	2
短期入所 （上記重度）	人日	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所 （医療型）	人日	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所 （上記重度）	人日	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（令和5年度は実績見込）

(3) 居住系サービス

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
1	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していただいていた障がい者で一人暮らしを希望する者などに、一定期間定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等について必要な助言や関係機関との連絡調整を行います。	障がい者が安心して自立した生活できるよう、サービス提供事業所の確保に努めます。
2	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を行う住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。	地域移行が進む中で、見込まれる需要増加に対応できるよう、その取組を支援します。
3	施設入所支援	施設に入所する障がい者に、入浴、排せつ及び食事の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。	介護保険事業との連携・調整を図り、障がい者の要望に対応できるよう、サービスの確保に努めます。

【サービス実績及び見込量】(1か月)

名称	単位	実績						見込		
		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績			
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人	19	18	20	18	21	18	17	17	16
施設入所支援	人	18	18	18	18	17	18	17	17	16

(令和5年度は実績見込)

(4) 相談支援サービス

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
①	計画相談支援	障がい者が適切な障害福祉サービス等を受けられるよう、サービス等利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。	全ての利用者の計画が作成できるよう、必要に応じたサービス提供事業所の確保に努めます。
②	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者の地域移行を推進するため、住居の確保その他地域生活に移行するための活動に関する相談などを行います。	地域移行が円滑に進むよう病院と連携を図り、居住施設の確保とともに、必要に応じたサービス提供事業所の確保に努めます。
③	地域定着支援	居宅において単身生活する障がい者や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における相談、訪問等の支援を行います。	障がい者が地域で安心して生活できるよう、サービス提供事業所の確保に努めます。

【サービス実績及び見込量】（1か年）

名称	単位	実績						見込		
		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績			
計画相談支援	人	83	30	84	24	84	24	25	25	25
地域移行支援	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人	1	1	1	1	1	1	1	1	1

（令和5年度は実績見込）

(5) 障害児通所支援

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
①	児童発達支援	身近な地域で支援を必要とする未就学の障がい児が療育を受けられる場を提供するサービスで、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。	未就学の障がい児に対して、それぞれの障がいにあった療育を推進するため、サービス提供事業所の確保に努めます。
②	放課後等デイサービス	学校に就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。	障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するため、サービス提供事業所の確保に努めます。
③	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、または今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用の促進を図ります。	保育所等通所児童を対象に、支援の必要な児童の早期発見と関係者の共通意識を図り、訪問支援員から助言指導を得ます。
④	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にあって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	重度の障がい等があり、外出することができない児童が支援を受けられるよう、サービス提供事業所の確保に努めます。
⑤	障がい児相談支援	障がい児が障害児通所施設を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、通所開始後一定期間ごとにサービスの見直しを行うサービスです。	児童発達支援や放課後等デイサービスといった障害児通所支援を利用する児童や家族のための支援を行います。

【サービス実績及び見込量】（1か月）

名称	単位	実績						見込		
		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績			
児童発達支援	人日	81	170	90	163	99	190	200	210	220
	人	9	14	10	18	11	19	20	21	22
放課後等デイサービス	人日	182	262	196	248	210	190	200	210	220
	人	13	16	14	14	15	19	20	21	22
保育所等訪問支援	人日	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	人	24	25	26	30	28	31	32	33	34

（令和5年度は実績見込）

(6) 障害児入所支援

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要
①	福祉型障害児入所施設	障がいをもつ児童に対し食事、排せつ、入浴等の介護等、その他の日常生活上の援助を行います。
②	医療型障害児入所施設	障がいをもつ児童に対し疾病の治療や看護、医学的管理下での食事、排せつ、入浴等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

【入所実績及び見込量】（1か年）

名称	単位	実績※			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型障害児入所施設 (公立もみのき学園)※	人	1	1	3	3	3	3

※本町では、公立もみのき学園の事業主体である上北地方教育・福祉事務組合に分担金を支出。

(7) 医療的ケアを要する障がい児に対する支援

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
①	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケアを要する障がい児が、地域において必要な支援を受けられるよう、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。	令和6年度よりコーディネーターを配置し、医療的ケア児とその家族に対する支援に努めます。

【サービス実績及び見込量】

名称	単位	実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	0	1	1	1

9 自立支援医療及び補装具

(1) 自立支援医療

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減するための医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

自立支援医療は、障がい者等につき、その心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療と定義されています。

制度の周知と、障がいのある人一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、制度に合わせた安定的な支給が行えるよう財源確保を図ります。

(2) 補装具費支給

補装具とは、障がい者等の身体機能を補完又は代替し、かつ、長時間にわたり継続して使用されるものなどで、義肢、装具、車椅子などのことをいいます。

補装具費（購入、借受け、修理）の支給は、障がい者または障がい児の保護者からの申請に基づき市町村が行います。利用者は原則1割負担ですが、市町村民税非課税世帯（※）及び生活保護受給世帯の場合、費用負担はありません。

制度の周知と、障がいのある人一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、制度に合わせた安定的な支給が行えるよう財源確保を図ります。

（※）世帯の範囲について

障がい者の場合は、当該障がい者及び配偶者を同一世帯とみなします。

障がい児（18歳未満。ただし施設に入所している場合は20歳未満）の場合は、同一世帯の世帯員全員を世帯の範囲とみなします。

10 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に規定される町が実施主体となる事業で、必ず実施しなければならない必須事業と、町の判断で地域特性を考慮して柔軟に実施できる任意事業から構成されています。

必須事業では、①理解促進研修・啓発事業、②自発的活動支援事業、③相談支援事業、④成年後見制度利用支援事業、⑤コミュニケーション支援事業、⑥日常生活用具給付等事業、⑦手話奉仕員養成研修事業、⑧移動支援事業、⑨地域活動支援センター事業の9項目を実施しています。

また、町の裁量で実施する任意事業は、①日中一時支援事業、②自動車運転免許取得・改造費助成事業、③福祉ホーム事業の3項目を実施しています。

計画期間内のサービスの見込量については、これまでのサービス利用実績を踏まえ、総合的に勘案し見込量を設定しますが、今後も利用者のニーズ等を踏まえ、サービス提供体制を整備し、事業内容の充実を検討していきます。

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
①	理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。	障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めるため、広報やホームページ等への掲載を通じて障がい者関連の情報提供の充実を図ります。
②	自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。	障がい者やその家族が行う交流活動や地域住民の方などの団体が自発的に行う障がい者のためのボランティア活動について支援します。
③	相談支援事業	障がい者やその介護者等からの相談に応じ、情報提供やサービスの利用支援を行うとともに、権利擁護のために必要な援助などを行います。	町単独で専門職を雇用して相談支援事業を実施することは極めて困難なことから、業務委託をして相談支援業務を実施します。なお、障がい者の地域生活や就学等の諸問題の解決には、こうした相談支援が不可欠であることから、関係機関が連携し、さらに充実するよう努めます。

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
④	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ制度利用が困難であると認められる人に、費用助成を行います。	知的障がい者及び精神障がい者の権利擁護のため、審判請求を行うとともに審判請求に係る費用の負担、選任された成年後見人等の報酬について助成金を交付します。
⑤	コミュニケーション支援事業	障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳者等を派遣するなどして意思疎通の円滑化を図ります。	聴覚障がい者等の社会生活上の利便を図るため、専門機関と連携し手話通訳等の派遣を行います。
⑥	日常生活用具給付等事業	障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付・貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。	法定給付の補装具費給付と同じく所得による利用者負担の軽減措置がある負担額を設定し、必要な日常生活用具の給付をします。
⑦	手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにします。	三沢市、おいらせ町と合同開催し、広域的に聴覚障がい者の日常生活や社会生活の利便性を確保できるようにします。
⑧	移動支援事業	屋外での移動に困難がある障がい者・児について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。	車いす等の移動手段を支援できる社会福祉法人等に業務を委託するなどし、移動支援体制を整備するとともに、サービス提供体制の充実に努めます。
⑨	地域活動支援センター事業	地域活動支援センターは、基礎的事業として、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。基礎的事業に加え、事業の強化を図るためセンターには3つのタイプがあります。 Ⅰ型：基礎的事業に加え、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域社会基盤との連携強化、ボランティアの育成、障がいの理解促進等の事業を行います。 Ⅱ型：基礎的事業に加え、機能訓練・社会適応訓練・入浴等のサービスを提供します。 Ⅲ型：基礎的事業を実施する小規模作業所からの移行を想定した事業を行います。	本町では十和田市の「アSENDハウス」Ⅰ型へ業務委託により支援しています。今後、関係機関・団体と連携を深めながら、より効果的な地域活動支援センター事業のあり方について検討し実施するよう努めます。

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
⑩	日中一時支援事業	障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、障がい者等の日中における活動の場を確保します。	障がい者を介護している家族の支援等については、日中一時支援事業で対応できる事業者に業務委託をします。
⑪	自動車運転免許取得・改造費助成事業	障がい者が自動車運転免許を取得する際の経費や自動車の改造に要する経費の一部を助成することにより、障がい者の自立と社会参加の促進を図り、福祉の増進に資するものです。	障害者手帳の交付を受けている者で、自動車運転免許証の交付日から6か月を経過していない者へ運転免許取得に要した経費の一部を助成します。 また、身体障がい者本人が所有し運転する自動車について、必要な改造のための費用の一部を助成します。
⑫	福祉ホーム事業	現に住居を求めている障がい者に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。	福祉ホームがある十和田市と協定を結び、運営法人の経費について利用者数に応じた運営事業費の一部を負担します。

【障害福祉計画に定める地域生活支援事業の実績（市町村事業）】

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数
(1) 理解促進研修・啓発事業	無		無		無	
(2) 自発的活動支援事業	無		無		無	
(3) 相談支援事業	/		/		/	
① 障害者相談支援事業	/		/		/	
基幹相談支援センター	無		無		無	
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	無		無		無	
③ 住宅入居等支援事業	無		無		無	
(4) 成年後見制度利用支援事業	/	0	/	0	/	0
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	無		無		無	
(6) 意思疎通支援事業	/		/		/	
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	/	0	/	0	/	1
② 手話通訳者設置事業	無	/	無	/	無	/
(7) 日常生活用具給付等事業	/		/		/	
① 介護・訓練支援用具	0		0		0	
② 自立生活支援用具	0		0		0	
③ 在宅療養等支援用具	0		0		0	
④ 情報・意思疎通支援用具	0		0		0	
⑤ 排泄管理支援用具	261		238		250	
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	0		0		0	
(8) 手話奉仕員養成研修事業	/	1	/	0	/	1
(9) 移動支援事業 左：実利用者数 右：延べ利用時間数	/	2 326	/	2 313	/	2 320
(10) 地域活動支援センター事業	1	22	1	26	1	26
(11) 日中一時支援事業	/	1	/	0	/	0
(12) 自動車運転免許取得・改造費助成事業	/	0	/	2	/	2
(13) 福祉ホーム事業	/	2	/	2	/	2

（令和5年度は実績見込）

【障害福祉計画に定める地域生活支援事業の見込（市町村事業）】

事業名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数
(1) 理解促進研修・啓発事業 ※実施の有無を記載	無		無		無	
(2) 自発的活動支援事業 ※実施の有無を記載	無		無		無	
(3) 相談支援事業						
① 障害者相談支援事業	2		2		2	
基幹相談支援センター ※設置の有無を記載	無		無		無	
② 基幹型相談支援センター等機能強化事業 ※実施の有無を記載	無		無		無	
③ 住宅入居等支援事業 ※実施の有無を記載	無		無		無	
(4) 成年後見制度利用支援事業		1		1		1
(5) 成年後見制度法人後見支援事業 ※実施の有無を記載	無		無		無	
(6) 意思疎通支援事業						
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込件数を記載		1		1		1
② 手話通訳者設置事業 ※実設置見込者数を記載	無		無		無	
(7) 日常生活用具給付等事業 ※給付等見込件数を記載						
① 介護・訓練支援用具	0		0		0	
② 自立生活支援用具	1		1		1	
③ 在宅療養等支援用具	1		1		1	
④ 情報・意思疎通支援用具	0		1		1	
⑤ 排泄管理支援用具	263		276		289	
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	0		0		0	
(8) 手話奉仕員養成研修事業 ※実養成講習修了見込者数（登録見込者数）を記載		1		1		1
(9) 移動支援事業 ※「実利用見込者数」欄に、左：実利用見込者数、右：延べ利用見込時間数の順に記載		2 320		2 320		2 320
(10) 地域活動支援センター事業	1	27	1	27	1	28
(11) 日中一時支援事業		0		0		0
(12) 自動車運転免許取得・改造費助成事業		1		1		1
(13) 福祉ホーム事業		2		2		2



資料編

資料編

六戸町成年後見制度利用促進基本計画

1. 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景と趣旨

国は、平成 28(2016)年 5 月に制定された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「法」という。)に基づき、平成 29(2017)年 3 月に成年後見制度利用促進基本計画(以下「国基本計画」という。)を策定しました。それに基づき市町村は、国基本計画を勘案して市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

以上のことから、当町では成年後見制度の利用促進に向けて計画的に推進していくため、「六戸町成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

(2) 計画の根拠・計画期間

本計画は、法第 14 条(市町村の講ずる措置)に基づき、当町における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるものです。

本計画は、六戸町高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び六戸町障害者基本計画と連動して取り組むものとします。そのため、計画期間については各計画と同様とし、取組状況の点検及び評価については、六戸町高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び六戸町障害者基本計画の進捗管理と一体的に行います。

2. 取組内容

(1) 地域連携ネットワークの構築と組織体制

①地域連携ネットワークの構築

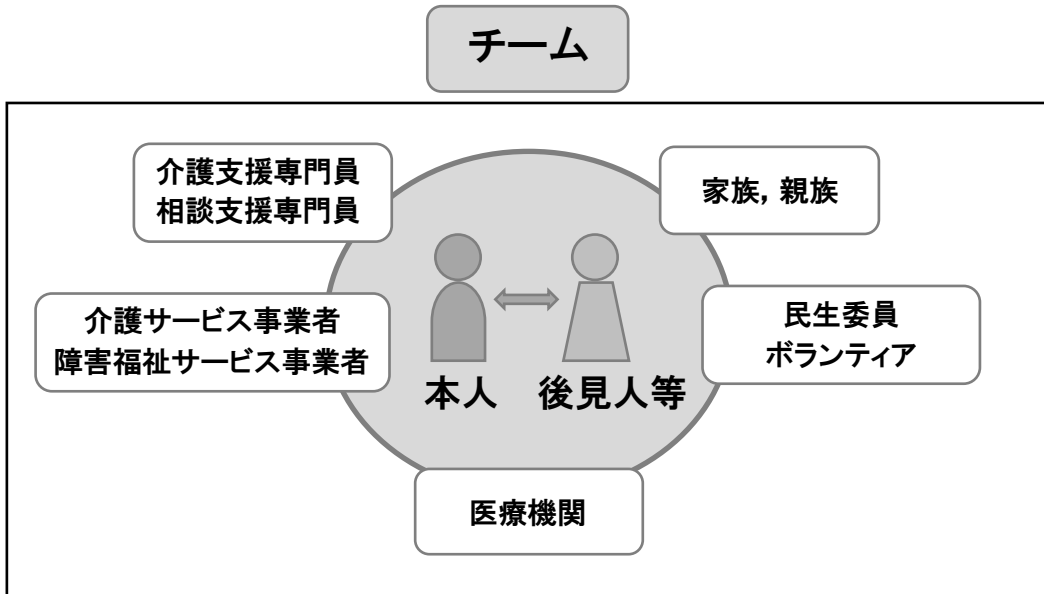
高齢者や障害者等が、自分らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切な支援につなげるため、保健医療福祉の連携に司法や地域の各種団体、事業所等を含めた連携の仕組みを構築します。

②地域連携ネットワークの組織体制

○本人を後見人とともに支えるチーム

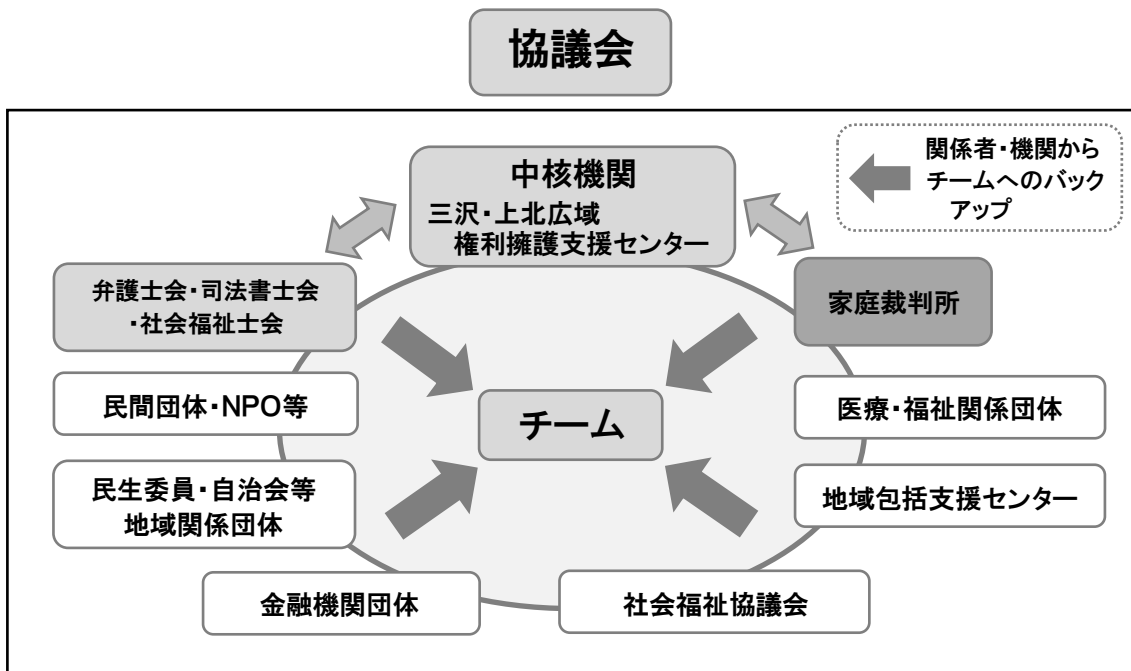
地域全体の見守り体制のネットワークにより、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。

後見等開始後においては、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、法的な権限を持つ後見人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、権利擁護支援を行います。



○チームを支援する協議会

「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、これらのチームを支援する「協議会」を設置し、チームをバックアップする体制整備を図ります。



(2) 中核機関の設置・運営を担う機能

地域連携ネットワークを整備し、適切に運営していくためには、中核機関の専門職による専門的助言等支援の確保や協議会の事務局等、地域における連携・対応強化の推進役としての役割が必要となります。

当町では、広報、相談、地域連携ネットワーク構築支援等権利擁護に関する支援の業務を多角的な支援・援助を可能とするため、1市5町1村が広域で連携し、中核的な役割を担う機関として「三沢・上北広域権利擁護支援センター」を設置し、運用に合わせ権利擁護支援について高い専門性を有した人材を配置し、権利擁護支援を図ります。

▽中核機関の具体的な機能

① 広報機能	<ul style="list-style-type: none">・パンフレット等作成・ホームページ作成及び管理・講演会、研修会等の講師
② 相談機能	<ul style="list-style-type: none">・二次相談窓口（三沢・上北広域権利擁護支援センター）の設置・一次相談窓口（地域包括支援センター）への助言、サポート・専用電話の設置
③ 利用促進機能	<ul style="list-style-type: none">a)受任者調整（マッチング）等の支援<ul style="list-style-type: none">・受任調整会議の事務局・本人及び親族申し立ての支援・家庭裁判所との連絡調整・困難事例の受任・福祉事業所への相談、支援b)担い手の育成及び活動の促進<ul style="list-style-type: none">・市民後見人養成研修の実施に関する調整・市民後見人の管理、継続研修の実施・法人後見の監督、支援c)日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行<ul style="list-style-type: none">・社会福祉協議会との調整
④ 後見人支援機能	<ul style="list-style-type: none">・市民後見人の監督業務・困難事例のサポート・専門職後見人への相談、サポート

(3) 成年後見制度の利用支援

当町は、成年後見制度を利用するにあたり自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり、申し立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申し立ての支援や報酬助成などを行います。

六戸町障害福祉計画等策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 六戸町に生活する障害者のニーズを踏まえた総合的な六戸町障害者計画及び障害福祉計画(以下「計画」という。)の策定を目的とし、六戸町障害福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、計画原案の審議を行う。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる団体のうちから選出し、組織する。

- (1) 六戸町国民健康保険診療所
- (2) 六戸町社会福祉協議会
- (3) 身体障害者組織
- (4) 知的障害者組織
- (5) 精神障害者組織
- (6) 六戸町民生委員児童委員協議会
- (7) 福祉・保健衛生担当課
- (8) 国保・後期高齢担当課
- (9) その他町長が必要と認める者

2 前項第二号から第六号までおよび第九号の委員は町長が委嘱し、第一号および第七号から第八号までの委員は町長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱または任命の日から当該日の属する年度の末日までとし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

第5条 委員会に会長及び副会長を各1名置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、委員を代表し、会務を総理する。

4 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けた時はその職務を代行する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、福祉課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

六戸町障害福祉計画等策定委員会委員名簿

No.	関係機関	所 属	氏名
1	保険医療機関	六戸町国民健康保険診療所所長	松 山 淳
2	社会福祉協議会	六戸町社会福祉協議会会長	田 中 孝 雄
3	身体障害者組織	六戸町身体障害者福社会会長	田 中 兼 光
4	知的障害者組織	六戸町手をつなぐ親の会会長	山 本 嘉 一
5	精神障害者組織	山ざくらの会会長	松 浦 建 一
6	民生・児童委員	六戸町民生委員児童委員協議会会長	鈴 木 愛 子
7	福祉・保健衛生担当課	福祉課長	吉 田 英 輔
8	国保・後期高齢担当課	町民課長	佐 藤 良 一
事 務 局		課長補佐	苫米地 貴博
		主 幹	山本 由美子

第4次六戸町障がい者計画
第7期六戸町障がい福祉計画
第3期六戸町障がい児福祉計画

発行 六戸町 令和6年3月

編集 六戸町福祉課

青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地 60

電話 0176-55-3111(代)

FAX 0176-55-3031